

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(6 月 11 日)
(第 15 号)

第15号
6月11日

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第15号

○平成24年6月11日（月曜日）

議事日程（第15号）

平成24年6月11日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書記 (議事課主査)	中 村	晃 康
書記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	山口 和夫
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	竹内 望
地域連携部長	藤本 和弘
農林水産部長	梶田 郁郎
雇用経済部長	山川 進
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	細野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井 隆男
環境生活部廃棄物対策局長	岡本 道和
地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	丹保 健一
教育長	真伏 秀樹
公安委員会委員	田中 彩子
警察本部長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員
人事委員会事務局長

楠 井 嘉 行
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

沓 掛 和 男

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。15番 森野真治議員。

〔15番 森野真治議員登壇・拍手〕

○15番（森野真治） おはようございます。

新政みえ所属、伊賀市選挙区の森野真治でございます。

一般質問も2日目ということになりました。金曜日には東海地方も梅雨入りをいたしまして、いよいよ雨の季節ということでございます。今日はその中でも少し暖かい晴れた日になりましたけれども、どうぞ1日よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず初めに、子育て支援についてでございます。

引き続き社会問題となっている人口減少問題であります。その大きな原因であります少子化への対策として、これまで何度も子育て支援対策についてお願ひをしております。その一つである乳幼児医療費助成制度については、これまで何年も市町と検討中だといって引き延ばされてきま

したが、ようやくこの9月から県内全市町で小学校6年生まで拡大をしていただけることになりました。

同じく、何度申し上げてもニーズがないと相手にしていただけなかった特別保育についても、ようやく今年1月から3月までの期間に、利用者を含めてアンケート調査をしていただけたとのことです。

まずは、特別保育についてのアンケート結果についての概要をお伺いいたします。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 昨年度実施いたしました特別保育の実態調査の結果についてお答えをいたします。

少子・高齢化の進行、社会情勢の変化や保護者の就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズが高まっております。ところが、三重県における延長保育や休日保育などの特別保育の実施率は、全国の平均と比べて下回っております。こうしたことから、市町の実施体制や特別保育に対する考え方、あるいは保育利用者の利用率や利用ニーズなどを把握して、三重県における特別保育を進めるために、平成23年度に特別保育実態調査を実施いたしました。

調査の結果でございますが、延長保育の利用率は39.7%、利用ニーズは56%となっております。北勢地域で利用率、利用ニーズが高く、東紀州地域では低いなど、地域間の格差が大きくなっております。また、休日保育の利用率は10%、利用ニーズは34.1%で、ほかのサービスに比べるとニーズは少なくなっております。さらに、急な発熱などの病児・病後児保育については、現状の利用率は6.7%と低いものの、利用ニーズは41.5%でありまして、潜在的なニーズが見込まれます。一時預かりについては、市町や保育所が、地域の子育て拠点として地域ニーズに応えるため実施を拡大したいという意向を持っていることも明らかになりました。さらに、市町や保育所から、保育士不足のため、専任保育士の確保や職員のローテーションが難しくなっていること、継続的に行うための財源の確保が必要など

の意見も挙げられております。そのほか、保育所からは長時間保育を受ける子どもの心身の負担について心配する意見もありまして、特別保育の実施についての課題も明らかになってきたところでございます。

以上が、昨年実施いたしました特別保育の実態調査の概要でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が平成24年3月に出しました、都市と地方における子育て環境に関する調査報告書というのがあるんですがこれによりますと、（パネルを示す）ちょっと図のほうを見ていただけたらと思うんですけども、未婚人口を20から40代の人口で割りました女性未婚率は、全国で36%、三重県は31%となっており、三重県は最も少ないグループに属しています。そして、次のフリップですけれども、（パネルを示す）就業者を15歳から64歳の人口で割りました女性就業率は、全国が57%、三重県が60%となっており、三重県は多いほうのグループに属しています。そして、次ですけれども、（パネルを示す）持ち家率を世帯数で割りました持ち家率は、全国61%、三重県73%となっており、三重県は最も多いグループに属しております。それから、その次のフリップですが、（パネルを示す）その他の親族世帯数を親族世帯数で割った同居率は、三重県が19%、全国が15%となっており、数字的には平均以上でありますけれども、都道府県別に見ると三重県は少ないほうのグループに入っています。

これらのことから、三重県の女性は多くの方が結婚し、就業率も高く、核家族で持ち家に住んでいるということが言えます。したがって、保育ニーズは高いはずだということが考えられます。しかも、次を見ていただきたいんですが、（パネルを示す）保育所数を5歳以下の人口で割った子ども1000人に対する保育所の数は、全国3.4カ所、三重県4.4カ所となっており、三重県は多いほうのグループに入っていますから、保育所の整備よりは、特別保育など、保育サービスの充実が今後三重県として取り組んでいくべき方向であるということが言えると思います。

先ほど御説明をいただいたアンケート結果も、決して利用者の要求が過剰

なわけではなく、三重県の環境から考えると当然のものであると思います。
そこでお伺いいたします。

アンケート結果では特別保育の充実が求められていますが、今後の県の取組方針についてお伺いいたします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 調査結果を踏まえて、今後の対応についてお答えをいたします。

今回の調査で、延長保育についてのニーズは高い傾向があり、地域間で格差があるということ、休日保育については特別保育のサービスに比べてニーズが少ないということ、病児・病後児保育については潜在的ニーズが見込まれるということが明らかになっています。現在、市町の延長保育、休日保育などの特別保育の実施に当たっては、国の補助メニューを活用して支援を行っております。また、県単独の補助制度として、休日保育や広域連携による病児・病後児保育の取組を新たに行う市町に対する支援も行っておりまして、平成23年度の延長保育の実施箇所数は171カ所、休日保育については12カ所、病児・病後児保育については15地域となっております。

今後は、保育の実施主体である市町が、地域のそれぞれ異なるニーズに対しまして、実情に沿った保育サービスが行えるよう、今回の調査で作成をいたしました市町別カルテというのを活用いたしまして、市町としっかり協議をしてみたいと思っております。

また、特別保育の実施に必要な保育士の確保について、国に対して保育士の処遇改善を要望するなど、保育士の資質の向上に向けた研修等の支援、こういうものを行っていききたいと思います。

さらに、みえ県民力ビジョン・行動計画の子育て支援策の推進において、安心して妊娠、出産、子育てができる体制整備を進めることとしており、特別保育をはじめ、増加傾向にあります待機児童解消に向けた保育所整備や、低年齢児保育の支援など、子育て支援策の充実について、市町や地域の皆さんと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 市町のほうと連携してということで、地域別にいろいろはっきりしてきたこともございます。市町別のことにも対応していただいて、市町のアンケートからは職員がなかなか確保できないとか予算の問題とかも出ておりますので、県としてもそちらのほうも含めて積極的に関与をいただきたいと思います。

それから、さらにこんなデータもありますので御紹介させていただきます。（パネルを示す）小児科医師数を14歳以下の人口で割った子ども10万人に対する小児科医師数の数は、全国180.6人、三重県159.6人となっており、三重県は少ないほうのグループに入っています。それから、もう一枚ですけれども、（パネルを示す）産婦人科医師数を15歳から49歳以下の女性の人口で割った女性10万人に対する産婦人科医の数は、全国41.3人、三重県38.4人となっており、三重県は少ないほうのグループに属しています。

これらのことから、子どもを安心して産み育てるための医療環境の充実にも取り組んでいかなければならないことがわかります。

そこでお伺いいたします。

子どもを安心して産み育てるための医療環境の充実に向けてどのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 子どもを安心して産み育てるための医療環境の充実に向けてというお問い合わせで答弁させていただきます。

子どもを安心して産み育てるための医療環境を充実させるため、現在、県では、各地域の周産期母子医療センターの運営費を支援するとともに、地域で小児救急に対応している医療機関に対しまして、小児科医師を雇用した場合などに、その経費を支援しているところでございます。

また、夜間に小児科医が電話相談に応じる、みえ子ども医療ダイヤル、＃8000と言っておりますけれども、これを設置しますとともに、三重県小児科医会の協力を得まして、子どもの急な病気やけがに対応する子どもの救急対応マニュアル、こういったものを作成しまして配布するなどの取組を行って

いるところでございます。

さらに、妊婦健康診査につきまして、市町が負担する費用の一部を助成しております。

あわせて、周産期からの育児支援の取組として、産婦人科医、小児科医及び市町が連携し、支援の必要な妊産婦に対しまして支援を行う、みえ出産前後からの親子支援事業、こういったことを実施しております。

こうした取組に加えまして、平成23年11月に策定しました三重県地域医療再生計画、この中で、小児・周産期医療の充実に向けた取組、これを柱の一つに位置づけて、新生児集中治療室、NICUでございますが、この治療室の整備などの支援、新生児ドクターカーの更新、それから周産期医療の従事者の育成、こども心身発達医療センター、仮称でございますが、これの整備、それから小児在宅医療支援ネットワークの構築などを進めることとしております。

これらの事業を着実に進めることで、母と子の心と体の健康の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、小児科医や産婦人科医、御指摘のありましたとおり、不足に対応するため、医師修学資金貸与制度等を運用しまして、三重県全体の病院勤務医師数を増やす取組を実施してございまして、これらの医師の県内での定着に向けまして、本年5月に設置いたしました三重県地域医療支援センター、ここにおきまして、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う取組等を関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 県内の施設とかサービスを充実させていただくということでございますけれども、やはり全体的に不足しているとか、小児科医とか産婦人科医になっていただけないとか、いろいろな部分も含めて、これから数が増えていって、三重県全体でどこにいても安心して産み育てられるよう

な、そんな環境づくりのために頑張っていたきたいと、このことを要望させていただきたいと思います。

次に、地域医療体制についてお伺いをいたします。

三重県では平成20年4月に三重県保健医療計画の第四次改訂を行い、県内の医療提供体制の改善に向けて取り組まれております。今年度、最終年度を迎えるこの計画は、来年度に向けて改訂作業に入らせていただいているところです。

さて、またフリップを見ていただきたいんですが、（パネルを示す）人口10万人当たり医師数の第四次改訂前と第五次改訂に向けた最新の数字は、次のようになっています。県内の人口10万人当たりの医師数は、全国平均の219人を30人近く下回る190人となっており、全国平均との差は埋まらず、わずかに増えております。薄い青色の部分はサブ医療圏として県独自で設定されているもので、国への報告等では4医療圏として合算された数字が使われています。また、サブ医療圏を含めた6医療圏で、伊賀地域のみ医師数がさらに減少しています。

さて、県内のどの地域に住んでいても十分な医療を受けることができることが県民の安全・安心を守る上で重要なことだと思いますが、これまでの様々な医療政策にかかわらず、三重県の医師数は全国平均からさらに引き離され、医師の偏在も解消されていません。医師が少ない地域では医療崩壊の危機的状況が続いており、三重県健康福祉部にはこれまで以上の努力が求められています。このような中、平成20年4月に策定されました三重県保健医療計画（第四次改訂）が今年度末の平成25年3月31日に計画期間が終了するため、現在、第五次改訂に向けた検討を始めていただいていると思います。

そこで、その中の二次保健医療圏の設定についてお伺いいたします。

現在、北勢、中勢伊賀、南勢志摩、東紀州の四つの二次保健医療圏と二つのサブ医療圏が設定されています。サブ医療圏は、中勢伊賀の中に伊賀サブ医療圏が、南勢志摩の中に伊勢志摩サブ医療圏がそれぞれ設定されています。

ここでまたフリップをごらんいただきたいんですが、（パネルを示す）二

次保健医療圏は、医療法施行規則第30条の29第1項によりますと、「地理的条件等の自然条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」とされており、このことを勘案してサブ医療圏を設定されていると思いますが、本来は独立した医療圏として設定すべきものであると思っています。

平成21年6月11日にもこの場でこのことについて質問をいたしました際には、地域内の医療機能の状況等を見据えた上で、三重県医療審議会において検討していくと答弁をいただいておりますので、現在の検討状況についてお伺いいたします。

また、先ほどの表にもありましたとおり、伊賀サブ医療圏のみが、これまでの様々な取組にもかかわらず、医師数が減少しております。このことに対する県としての分析と、今後、新たな取組等、何らかの対策を講じる考えがあるのかお伺いいたします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 伊賀サブ医療圏を独立した医療圏として設定すべきではという御質問に対しましてお答えいたします。

三重県保健医療計画の改訂に当たりましては、二次保健医療圏域の、今回、検証を行うという必要がございます、今年度、三重県医療審議会での審議を踏まえて設定していくこととしております。

伊賀地域、それから伊勢志摩地域につきましては、これまで二次保健医療圏の単位として、いわゆる、言われるところの入院医療が必ずしも完結しているとは言えませんが、その社会的、歴史的な地域事情にかんがみまして、県独自に、全国的にもまれなサブ保健医療圏として位置づけをしまして、医療提供体制の整備を進めてきたところでございます。

例えば、脳卒中や急性心筋梗塞、また災害医療など、いわゆる4疾病5事業への対策につきまして、二次保健医療圏の圏域にかかわらず、サブ保健医

療圏単位などで施策の展開が図られているところでございます。

今回の改訂に当たりましては、本年3月に厚生労働省が示しました医療計画策定指針の中で、人口規模や患者の受療状況を基本とした二次医療圏設定の考え方、こういったものが初めて数字として明示されましたことから、本県においてもこういった考え方を踏まえまして、入院医療が当該地域内で完結しているか等の観点で検討していく必要があると考えております。

三重県保健医療計画の第五次改訂では、こうした状況を勘案しつつ、三重県医療審議会におきまして二次保健医療圏域についての検討を進めていただき、設定してまいりたいと考えております。

引き続きまして、伊賀地域の医師数の現状、減少している状況分析等でございます。

こちらにつきましては、伊賀地域における人口10万人当たりの医師数は、平成22年末現在、お示しがありましており、全体で113.8人と、全国平均と比べまして100人ほど少なく、同じく病院勤務医師数につきましては51.8人と、全国平均の37%、県全体の46%にとどまっており、勤務医師数という点ではさらに大変厳しい状況であると認識をしております。

全県的には、新しい臨床研修制度の導入に伴いまして、大学から地域の医療機関への医師の派遣が難しくなったことや、研修医が県外の大都市圏の医療機関へ流出したことなどから、医師不足が深刻化したものというふうに考えられます。特に伊賀地域におきましては、病院勤務医師の急激な減少とそれに伴う二次救急医療における負担の増大によりまして、ますます病院の医師確保が難しくなり、厳しい状況に置かれているものというふうに考えています。

このため、県では、三重大学医学部の地域枠設定に伴う定員拡大の動きに合わせまして、伊賀地域をその対象地域とするよう、大学と調整を行ったほか、平成20年度には医師修学資金貸与制度を見直しまして、返還免除条件の緩和や貸与枠の拡大措置を講じてきたところでございます。また、平成22年8月から、県内の都市部の病院から医師不足地域の病院への診療支援を行う

バディホスピタルシステム、いわゆるバディは仲間とか相棒といった意味で、このバディホスピタルシステムによりまして、市立四日市病院から名張市立病院へ非常勤医師による診療支援を行っているほか、平成21年度に作成しました地域医療再生計画に基づきまして、伊賀地域の医療提供体制の再構築に向けて、診療機能の分担の促進や、医師派遣を伴う寄附講座の設置支援等を進めているところでございます。その結果、伊賀地域から三重大学医学部の地域枠に一定数の学生が入学しまして、また、寄附講座の設置によりまして、小児科や総合診療科、消化器内科、泌尿器科等の医師が伊賀地域の病院に派遣されまして、一定数の医師の確保につながりつつあるということでございます。

今後につきましては、医師修学資金貸与者が徐々に県内医療機関で勤務を開始することとなりますことから、本年5月に設置しました三重県地域医療支援センター、ここにおきまして、若手医師を対象とした医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援、こういったものに一体的に取り組む仕組みづくり等に早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 入院が完結していないということで、サブ医療圏のままだみたいな言い方をされたわけでございますけれども、逆に、入院が完結しなければならぬ地域として医療圏を独立させることで、それに向けた施策を打っていくと、そういう考え方もあると思うんですね。先ほどもフリップで説明しましたが、経済的とか歴史的に独立している部分というのは、やはりその中で完結するというのを住民の方も望んでいるわけでございますので、ぜひそういう施設とか環境が整ってからしか独立できないよということではなくて、現実とか実態に即して考えていただきたい。

それから、サブ医療圏が独立した場合に、県としてはどうかわかりませんが、例えば国から僻地医療の制度とか、いろんなものも使える可能性も出てくるわけですね、今は一つですから無理ですけども。そういうこと

も含めてメリットもあると思うんですけども、逆に、分けていないと、一つにしてしまうと、そのサブ医療圏に何かデメリットがあるという部分というのはあるんですかね。その辺、教えていただきたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 地域保健医療圏の中で、実際には入院患者が完結しているというような状況を求められますので、伊賀地域では、現時点ではそうした医療資源の確保が非常に困難な状況であるということからしましても、患者さんにとってはその医療圏の中で完結しているという期待感がありますが、患者さんにとっても安心して医療が受けられないといった懸念があるのではないかというふうなところがデメリットと感じております。

以上です。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） いまいちよくわからない答弁なんですけど、とにかく、もし、制度的に今できているものができなくなるとか、何か受けられている制度が受けられないとか、デメリットがないのであれば、やはり今回の見直しでぜひサブ医療圏を独立させていって、その医療圏としての独立にふさわしい医療体制を提供することを県が頑張っていくと、そういう持っていく方をぜひしていただきたいなということを重ねてお願いさせていただきたいと思います。

それでは、次に、南海トラフを震源とする巨大地震発生時の交通制御についてお伺いいたします。

近々、東海・東南海地震等が発生することが予想されている中で、東日本大震災等も踏まえて、巨大地震発生時の安全な避難のための仕組みづくりが求められています。一口に巨大地震の発生といっても、実際には、地震警報発令から地震発生まで、地震発生後から津波警報発令まで、津波警報発令から津波到達まで、津波の到達後から津波警報解除までの各段階によって状況が違いますし、熊野灘沿岸のようにこの間が20分間でおさまってしまうところもあれば、伊勢湾内のように何時間にもわたるところもあります。地域差

も大きいんだと思います。

そこでお伺いいたします。

地震警報発令から地震発生まで、地震発生後から津波警報発令まで、津波警報発令から津波到達まで、津波到達後から津波警報解除までの各段階別の自動車運転等のルールや交通規制について、三重県ではどのように定められているのか、お伺いいたします。

〔斉藤 実警察本部長登壇〕

○警察本部長（斉藤 実） お答えをいたします。

こうした場合の交通ルールというのは、国家公安委員会の告示である交通の方法に関する教則というものにおいて定められてございます。一般的なルールとして示しているところでございます。今、議員御指摘の、例えば緊急地震速報があった場合の交通、運転のあり方というのは、基本的に車をとめてその状況を見るということでございます。

一番問題なのが津波からの避難に関する交通ルールだろうと思うので、そこについてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、昨年12月に、東日本大震災を受けて防災基本計画が改正をされて、新たにこれに関する記述が設けられております。津波発生時の避難については徒歩によることを原則としつつ、「各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。」ということになってございます。

これを受けまして、先ほど申し上げました交通の方法に関する教則において、あくまで一般的なルールとして、「津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと」、「津波から避難するため、やむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること」と示しているところござい

す。

いずれにいたしましても、地域によりまして、津波到達までの時間、あるいは避難場所までの距離がかなり異なっております。したがって、現在、各自自治体で策定中の避難計画に対応して、安全かつ迅速な避難が可能となるよう、具体的な交通規制の実施要領を策定中でございます。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） そうすると、津波警報が出たら、その後は区分別に分かれているわけじゃなくて、とにかく車をとめて徒歩による避難をというのが原則だということによろしいんですね。

そういうルールの中で、東日本大震災発生前に地域の皆様が各自で事前に決められていた避難手段というのがあるんですけども、これによりますと、ルールの部分もありまして、徒歩が50%、理由があって自動車という方が22%というふうになっておりました。先ほど説明があったようなルールがあるにもかかわらず、実際、今回の津波が来た際には、自動車による避難が57%と非常に多かったことがわかっています。車で避難した理由としては、車で避難しないと間に合わないと思ったから、家族で避難しようと思ったから、安全な場所まで遠くて車でないと行けないと思ったからが多くなっておりまして、それ以外にも、避難を始めた場所に車で来ていたから、平時の移動には車を使っているから、乗車を促された、支援のために使用せざるを得なかった、自分が災害時要援護者またはその家族だからなど、様々です。

次に、避難のために移動した距離は、徒歩により避難した人の平均避難距離は434メートルであるのに対し、自動車で避難した人の避難距離は2209メートルと長かったことがわかっています。しかし、自動車で避難した人の避難距離は、距離区分別でいくと250から500メートルが最も多くて、1250メートルまでで全体の50%を占めています。内陸部まで10キロ以上避難をしているケースが平均避難距離を押し上げていて、実際には徒歩で十分に行ける距離をあえて車で走っているケースが多いと考えられます。

次に、自動車で避難した人が避難する際に障害となったことについては、先ほどもありましたが、車の渋滞、地震による道路の被害や道路上の瓦れきなどが多くを占めております。ただし、停電により信号機がついていなかったこととか、電車の緊急停車により踏切がおりたままになっていたことなども報告されています。

さて、東日本大震災でのこれらの現実をここ三重県に当てはめると、地震がおさまって津波警報が発せられると恐らく、沿岸部は避難する車であふれることになるんだろうと思います。沿岸部から内陸部に徒歩で避難しようとしても、国道23号とか42号とかの幹線道路に当たってしまうと自動車の交通に妨げられ、横断歩道が青の間しか渡れないことになり、避難に支障が出るケースも十分に考えられます。先日、海外視察でオーストラリアに行って驚いたことの一つに、信号機には必ず歩行者用の押しボタンがついていて、歩行者に優しい交通システムになっていたことがありました。一方、日本では、圧倒的に自動車の円滑な運行のための交通システムであり、歩行者は二の次です。

そこでお伺いいたします。

津波警報が出された場合、例えば、信号機はすべて赤にして、歩行者用の信号はすべて青にするとか、徒歩により避難する人々が安全かつ迅速に避難できるようなルールや仕組みづくりが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○警察本部長（齊藤 実） お答えをいたします。

まさに津波警報が発令された場合には、車と歩行者のふくそうが予想されます。したがって、まず私どもがやるのは、主要な交差点に警察官を配置して、沿岸部への車両の進入を禁止します。これによって、2車線あれば1車線になるわけでございますので、十分に徒歩による避難者のスペースを確保すると。そこへ、警察官の手信号によって避難者を誘導するというのを基本としております。

加えまして、交通管制システムを今年更新いたします。これにあわせまし

て、避難路への進行を優先的に誘導できるような、例えていえば、歩行者用の信号はすべて滅灯して赤にしないといったような、信号プログラムの導入も検討しているところでございます。

いずれにしましても、これは実際に、今後自治体と一緒に避難訓練をやる中で、どういうふうにすれば安全に、かつ迅速に避難ができるかといったことを、いろんなルール、あるいは留意事項等も住民の方に周知をしながら、安全確保に努めてまいりたいと思っております。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 現在検討中の部分もあるということでございますけれども、先ほどおっしゃった配置されて手信号ということですが、東日本大震災でも、消防団員とか警察官の方がかなりそういう対策をとって被害に遭われている方もいらっしゃいますので、できるだけ遠隔とか、そこにずっと警察官の方がいなくてもいいような方法で、しかも安全に徒歩で避難できるような方策づくりというのを、やっぱりこれから考えていっていただかないといけないと思います。これから避難訓練等をする中で、必ずそういう問題が出てくると思いますから、それに向けて前向きに積極的に対応をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

次に、スポーツによる地域振興についてお伺いいたします。

最近、知事によくお使いいただいております忍者でございますけれども、女性の忍者であるくノ一の名前をチームに入れた伊賀フットボールクラブくノ一による地域振興についてお伺いいたします。

昨日も上野運動公園競技場で伊賀F Cくノ一対スペランツァF C大阪高槻の試合が行われ、2対0で伊賀F Cくノ一が勝利をいたしました。知事におかれましては伊賀F Cくノ一の応援に駆けつけてくださり、ありがとうございます。1500人の観客とともに上野運動公園競技場での勝利を目の当たりにした知事の前向きな答弁を期待しております。

さて、その伊賀フットボールクラブくノ一でございますけれども、昨年のなでしこジャパンのワールドカップ優勝で注目を浴びている日本女子サッカー

一のトップリーグ、なでしこリーグに加盟している三重県唯一のチームでございます。1976年、昭和51年に伊賀上野くノーサッカークラブとして旧上野市に設立された女子サッカーの名門チームで、1988年、昭和63年からは、旧伊賀町に工場があるプリマハムが選手を引き受け、実業団チーム、プリマハムFCくノーとして活動し、平成元年の日本女子サッカーリーグの第1回大会から参加をいたしております。Lリーグ優勝2回、Lリーグカップ優勝2回、全日本女子サッカー選手権大会優勝2回の実績を誇り、特に平成7年には、18戦18勝と、Lリーグ、なでしこリーグを含めて唯一の全勝優勝をなし遂げております。しかし、平成11年にプリマハムがサッカー部の支援を打ち切ってからは、市民組織として伊賀上野フットボールクラブを設立し、市民クラブとして12年間、財政的な支援が乏しい中、頑張っ続けていただいております。

さて、そのなでしこリーグですけれども、現在人気の影響もあってか、来年度から全試合有料観戦試合にする方針を出しました。昨日はホームゲームでしたので、ホームグラウンドである上野運動公園競技場での開催でしたが、上野運動公園競技場は2002年のワールドカップ開催の際に、南アフリカチームの練習グラウンドとして整備されたものであり、外からグラウンドが丸見えであるなどの理由で有料試合ができません。そのため、今年度中に施設の改修をする必要があります。もちろん、ホームで有料試合ができるようになれば、チームとしても入場料収入が入ってくることで財政的に強くなり、選手の補強など、再びチームが強くなっていくためにもいいことですが、伊賀FCくノーに上野運動公園競技場を改修する資金はありませんので、三重県や伊賀市に頼らざるを得ない状況にあります。

そこでお伺いいたします。

三重県では今後、平成30年のインターハイや平成33年の国体開催に向けて、サッカー競技の会場として使用する可能性も十分にありますし、市民クラブとはいえ、トップリーグ参加のチームのホームグラウンドであるということなど、県としても今回の上野運動公園競技場の改修に対して補助の理由づけ

は十分にできるのではないかと考えますが、一部補助についてのお考えをお伺いいたします。

〔山口千代己地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（山口千代己） スポーツ施設整備に関する質問をいただきましたので、御答弁申し上げます。

県では、昭和63年に三重県スポーツ施設整備方針を策定し、県営鈴鹿スポーツガーデンなど、県営スポーツ施設の整備に取り組んできたところでございます。しかしながら、方針の策定以来20年余りが経過し、競技ルールの改正など、スポーツ施設を取り巻く環境も大きく変化していることなどから、本年3月、県営スポーツ施設の整備・充実や県と市町の連携による主要なスポーツ施設の整備など、四つの方向性から成る三重県スポーツ施設整備方針を策定したところでございます。

県では、この方針に基づき、今年度に三重県スポーツ審議会での審議結果も踏まえ、三重県スポーツ施設整備計画を策定することとしております。今後この計画を策定する中で、市町が取り組むスポーツ施設整備に対する県の関与のあり方につきましても、議員の提案も含めまして、様々な視点から検討してまいりたいと考えております。

なお、伊賀市の上野運動公園競技場をホームグラウンドとする伊賀フットボールクラブくノ一は、昭和51年の創部以来、国民体育大会での優勝2回をはじめとした活躍により、県民の皆さんに夢と感動を届けていただいております。こうしたことから、県ではこれまで、チームが実施する強化活動に対する支援や、県民ホールなどを活用した広報に取り組んでまいりました。

また、今年度から、新たなファン層の拡大につなげるため、市町が開催するスポーツ教室などへ選手を派遣する取組も始めます。

今後も伊賀フットボールクラブくノ一が本県を代表するクラブチームとして活躍していただけるよう、県といたしましても引き続き、強化活動に対する支援や広報などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） くノ一への支援は前向きにということでございますけれども、今回は本体の支援ということじゃなくて、環境整備のために施設の整備をお願いしたいということでございまして、御紹介のとおり、これまでチームが上げてきた実績やネームバリューを考えますと、三重ブランドの一つとして、三重県を日本中に発信するためのツールとして十分に通用するチームだと思います。現在の経済状況の中で民間からの十分な支援が受けられない状況にないことも事実でありまして、こういう時期だからこそ公的支援が必要ですし、経済状況が回復したりチームが強くなることによって民間の支援が十分に得られるようになればひとり立ちしてもらえばいいのだと思います。三重を元気にし、三重県全体への経済波及効果や三重県を全国に発信できる伊賀FCくノ一への支援を県としてしっかりと行っていただくよう、重ねて要望させていただきたいと思います。

次に、高等学校再編活性化と跡地利用についてであります。

初めに、県立高校活性化計画についてお伺いいたします。

先日から、伊賀地域の高等学校再編活性化第2弾であります平成22・23年度伊賀地域高等学校再編活性化推進協議会のまとめられた協議のまとめについての説明会を、伊賀市、名張市で行っていただきました。私も伊賀市、名張市の1会場ずつで説明会に参加させていただきましたが、そのほかにも細かく説明会を開催していただいたようですので、何度ぐらい説明会を開いていただいたのかと、出された御意見の代表的なもの、それらを勘案して今後どのようなスケジュールで進めていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 伊賀地域の高等学校活性化計画、県教育委員会では、少子化が進行する中、伊賀地域の高等学校の今後のあり方について検討するため、有識者、教育関係者などから成ります伊賀地域高等学校再編活性化推進協議会を設置し、協議を進めてきたところでございます。

御紹介いただきましたように、この協議会におきまして、平成24年3月に協議のまとめというのをいただいておりますので、5月に地域の保護者の方々、学校関係者の方々を対象にした説明会を7回開催させていただいてございます。具体的には、県教育委員会が主催をいたしました説明会を3回、PTA等の主催による説明会に向いて説明させていただいたのが3回、それと、名張市議会の全員協議会のほうからも説明をというお話がございましたので、そこで一度説明をさせていただき、全7回ほど説明会をさせていただいてございます。

説明会のほうではいろんな意見が出されたわけでございますけれども、主な意見といたしましては、進め方が拙速であるということ、統合する時期をもう少し延ばしてはどうかという部分、それと、子どもたちが進路を決めるに当たり、統合する学校の場所や新しい学校像を早急に示してほしいという部分、それと、小規模になると本当に高校の活性化が図れないのかという部分、それから、なくなる高校に在籍する生徒に対して十分な配慮をしてほしいということ、それから、来年度、高校進学を希望する中学生に不安を与えないよう、統合時期等を早く示してほしいと、多くはこういう意見であったというふうに認識をいたしております。

今後でございますけれども、改めて地域で協議会を開催させていただきまして、地域の方々や学校関係者等からの御意見を十分踏まえながら検討をいたしたいと思っております。

現在、県全体の高校のあり方を示します県立高等学校活性化計画、これは仮称でございますけれども、現在、策定の作業を進めておりますので、伊賀地域のあり方を含めました県全体としての活性化策を平成24年度中にはまとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 私が説明会や住民の皆様から御意見を聞いている限りでは、卒業生から母校がなくなることへの反発や唐突な提案で拙速だという意

見は確かにあるんですけども、少子化が進行する中で、統合についてはやむを得ないという意見がやはり大勢を占めているというふうに感じております。

ただ、先ほどもありましたが、平成27年4月開校となりますと、来年度の新入生が3年生になったときに新1年生が入ってこないということになるわけですから、来年度の新入生がそのことを理解した上で入学するためにも、今年度の受験までに少なくとも2校のどちらへ統合するのかを決めてほしいという意見は、両市で何人もの方から出されており、そういう意味では、平成24年12月会議までにどちらへ統合するのかを決められないと、平成27年4月開校はできないんだというふうに感じております。先ほどのように今年度中ということであれば、そういう意味では難しいのかなというふうに思います。

しかし、一方で、統合がおくれることによりまして、一時的にでも調整のために伊賀市側の高校の定員が削減されることは、今以上に伊賀市から名張市側へ通う生徒が増加することになり、通学費用や通学時間等の負担をより多くの生徒に強いることとなりますので、絶対に避けていただくよう要望いたします。あとの議論は午後からの中森議員ほかにお任せをいたしたいと思っております。

次に、上野商業高校跡地について伺います。

これまでも何度も取り上げてきた上野商業高校跡地の活用について伺いたします。

伊賀市内の高校再編では3校を1校に統合した関係で、新しくできた伊賀白鳳高校は、統合前の上野工業高校時代よりも多くの生徒が通っている状態となっており、校舎は増築をして授業には対応できていますが、クラブ活動にはグラウンドも体育館も不足している上、いわゆる普通科の進学校ではなく、総合高校としてスポーツなどの競技にも力を入れていく学校として再編したはずですから、上野商業高校のスポーツ施設は引き続きクラブ活動等で活用していくべきであると申し上げてまいりました。

さらに、先日5月21日付で、地元上野東部地域住民自治協議会から、県が来年度から建物を解体して更地にし、処分する方針を示していることに対し、昭和40年の開校以来、学校及び通学する生徒とともに地域の環境を保全し、調和を保ってきたものであり、民間企業等へ売却されることに対し、安定した地域の住環境が損なわれることに大きな危惧を抱かれ、到底同意できない旨、要望書が出されました。地元住民の皆さんは、高等学校の廃校には同意されているものの、引き続いて跡地を公的な施設として利用されるよう、三重県及び伊賀市の双方で検討していくことを求めています。

そこでお伺いいたします。

来年度に予定されている校舎や体育館の解体と土地の売却については慎重に検討をいただく必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 上野商業高校跡地の活用の件でございますけれども、この高校の跡地につきましては、平成21年度以降、伊賀市に対しまして、県には今後、この跡地を保有、活用する具体的な計画はないということ、それと、地域から跡地施設の存続、活用の要望がある中で、県としては市に対して一括売却をさせていただき、市において地元要望を踏まえた活用策を御検討いただきたいこと、それと、もし市としての跡地の買い上げがないということであれば、県としては建物をすべて撤去いたしまして、更地とした上で売却等、処分をしますということを、これは県の基本的な方針という形で、伊賀市に対しましては再三、御説明をさせていただいてきたところでございます。

その中で、伊賀白鳳高校のクラブ活動につきましては、建物施設が現存する間はその使用を認めるということで、現在も、グラウンド、それから体育館、弓道場についてはクラブ活動として使用していただいているというわけでございます。

今後のスケジュール等でございますけれども、伊賀市の跡地活用についてのお考えを改めて確認させていただいた上でいろいろ考えていきたいという

ふうに思っております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 当初、今年度は解体工事に入るため、クラブ活動では使えない予定でしたけれども、先ほどから御説明のとおり、交渉もしていただいているということで、スケジュールがおくれているということで、引き続きクラブ活動でも使っていただいております。しかし、使っているということは利用ニーズがあるわけございまして、あるから貸しているというのはちょっと言い方が違うのかなというふうに思います。

利用ニーズがあるにもかかわらず、県当局の都合によって、生徒たちは無理やり縮小を迫られているのではないかと。三重県は再編活性化で魅力ある学校づくりをすると口では言いながら、10億円の金欲しさで子どもたちからクラブ活動用のグラウンドと、まだ建ててから12年しかたっていない真新しい体育館を取り上げようとしていると言われても仕方ありません。

さらに、昭和40年以来50年の長きにわたり、地元住民の御理解、御協力を得て上野商業高校を運営してきたにもかかわらず、地域の意向を無視して一方的に民間に売却してしまうことが生む不信感が、今後の地域での県政推進に悪影響を及ぼす可能性も考えられます。学生たちや地域の住民がきちんと納得していただけるよう、拙速に処分せず、もう少し時間をかけて協議を重ねていただくよう、重ねて要望いたします。

次に、伊賀広域防災拠点についてお伺いいたします。

高校再編で廃校となった旧上野農業高校の跡地に、現在、三重県伊賀広域防災拠点を整備いただいております。先日も現場を拝見いたしました。ヘリコプターの離発着の機能を確保するため、当初の予定よりも残す建物が減ってしまいましたが、既にヘリポートもでき上がり、校舎の改修工事などを残すのみとなっております。今年度末の完成が楽しみであります。

ところで、1年前の一般質問におきまして、伊賀広域防災拠点に配備する物資について、市町の機能をバックアップする県としての役割を考えると、

市町が備蓄している水や食料などの物資についても、一定県として持つておく必要があるのではないかと申し上げ、答弁では今後検討するとのことでした。

そこでお伺いいたします。

検討結果と、伊賀広域防災拠点に配備予定の機能や資機材についてお伺いいたします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 伊賀広域防災拠点の備蓄に関する御質問にお答えします。

伊賀広域防災拠点は、ヘリポートを使用した空輸機能、応援要員等の受け入れ機能、物資の集配機能、あるいは情報通信機能等を備えた拠点として、本年度末竣工を目指して現在整備中でございます。

拠点内には、発電機、投光器、担架、簡易トイレ等、主に応急対策活動に必要な資機材を配備することとしております。

一方、災害に備えた水や食料の備蓄についてでございますが、自助、共助の考え方に基きまして、住民自らが災害発生後最低3日分の備蓄を行うよう、県、市町は住民に広報し、かつお願いをしているところでございます。

また、住民自らが行う備蓄を補完するために、基礎自治体である市町におきまして、水や食料の備蓄を行っています。

さて、先ほども御質問があり、また、昨年も御質問いただきました、御提案いただきました広域防災拠点における地域住民のための水や食料の備蓄でございますけれども、その後もいろいろと検討を続けてまいりましたけれども、やはり広域防災拠点におきましては、災害発生直後のいわゆる初動期におきまして、人命救助のための要員の集結、あるいは傷病者の搬送、そういった機能を優先させる必要があること、また、先ほど申しました応急対策活動用の資機材を備蓄する必要があることから、残念ながら広域防災拠点に水や食料を備蓄するのは大変難しいと考えております。

県としましては、水や食料につきましては、民間事業者等との災害時応援

協定に基づきまして、いわゆる流通備蓄でもって市町を支援したいと考えております。

今後、大規模災害時に円滑な物的支援が実施できますよう、これらの協定を充実させていきたいと考えております。

なお、本年2月に発足しました、県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議、ちょっと長い名前ですけど、この会議の場におきまして、広域災害の場合に県と市町が県内でどのような応援ができるかということについて現在協議中でありまして、主に現在は人的支援について協議してございますけれども、今後は水や食料を含めました物的支援のあり方についてもこの場で検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 検討していただいた結果、持たないということだったということでございますけれども、先ほども話の中に出ましたけれども、協定を結んでいるということですね。ただ、県に市町を補完する責務があるということは間違いのないんだと思います。それが以上、市町の防災機能の一部をバックアップできる体制づくりは県に求められておきまして、幾ら協定関係を結んであっても手に入るということになっていたとしても、例えばその倉庫とかが物理的に遠いところであれば、それが、輸送の確実性が、災害発生時には確保できないということで、実際に、水や食料など、一刻を争うようなものに関してはそういうことではだめだというふうに思いますので、広域防災拠点に一定持つておくべきだというふうに私は思います。

そういう意味で、協定関係にあるものが県内にその倉庫とか、物流とおっしゃいましたが、あるものなのか、外からなのかだけ、お伺いいたします。

○防災対策部長（稲垣 司） 現在の協定ということによろしいですか。現在、各コンビニとか生協とか、協定を結んでおりますが、それにつきまして、実際は、現実には、いざ発災した場合には、運び込んだりするのは実際その協定の相手先任せの部分がございますもので、その辺が、今申し上げたとおり、

円滑に機能するように協定を充実させていきたいということでございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） その程度ではだめだなと。コンビニ程度を備蓄とっているのであれば、多分全然足りないだろうというふうに思います。もっと、例えば県内に、そういう水、ペットボトルとか、アルファ米とか、そういうのを備蓄している民間の倉庫があるとか、つくっている企業があつて在庫があるとか、そういうことであれば協定関係で補完できますよということは言えなくはないと思いますけれども、そうでないのであれば、やはり県として一定持って、水と食料ですよ、ほかのものは要りませんけれども、生きるためにどうしても必要なものですから、これだけでもお願いをさせていただきたいと思います。

この件についてはこの要望でさせていただきたいと思います。

少し時間がありますので、先ほど伊賀FCくノーの話をさせていただいておりました。伊賀FCくノーの応援団であります応援する会というのがあったんですけども、ことしから伊賀FCくノーフアンクラブとしてリニューアルいたしました。三重県全域に向けて現在入会案内をさせていただいておりました、既に県議会でも、少なくとも新政みえ所属議員24名全員が入会をいただいております。知事が今年度も入会いただいたかどうかはわかりませんが、まだでしたらぜひ今年もよろしくお願い申し上げたいと存じます。

そういう意味で、県議会の皆様にも御理解いただいておりますので、先ほど、そういう意見も考えて検討していくと言われましたが、ぜひ迅速な、今年度中の事業でございますので、ゆっくり考えるんじゃなくて迅速な対応をよろしくお願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇・拍手〕

○18番（中村欣一郎） 皆さん、こんにちは。

海女と真珠のふるさと鳥羽市選出の中村欣一郎でございます。昨年12月に

引き続き2回目の登壇となります。よろしくお願いいたします。

昨日は私の地元安楽島で月2回の朝市の日でして、私の家は朝市の開かれる漁港近くにありまので、準備のために朝早くから飛び交う元気な女性たちの声で目を覚ました。運営するのはあらしま新鮮組という漁師の若奥さんたちのグループで、「美し国おこし・三重」のパートナーグループとしてもお世話になっております。

そこで盛り上がった話を一つ紹介したいのですが、今のスズキは脂が乗っていて一番うまいという青年との立ち話でした。彼の話によると、その日のお客さんで、このごろのスズキはあんまりおいしくないんじゃないかと冷やかす客がいたので、何を言うとんのか、これを食べてみて、まずかつたらいつでも金を返すわと言うたつたんやと彼は息巻いておりました。私も思ったんですけれども、鈴木知事を生み出した県民の1人として、私も金を返せと言われてないように知事と頑張らないかなと思った次第でございます。そうやけど、今スズキがめっちゃ安いんさとも言っておまして、日本一給料の安い知事にぴったりの落ちもついてきました。

さて、もう一つ、一昨日の土曜日ですけれども、22世紀奈佐の浜プロジェクトというので答志島へも渡ってきました。このプロジェクトを少し説明いたしますと、伊勢湾の漂着ごみは年間約1万トンと言われ、そのうち約半分が鳥羽市の答志島の奈佐の浜に打ち上げられることが最近の研究でわかってきました。この問題を長い目で解決しようと、伊勢湾流域の各地で活動する森、川、海の環境団体が一つの目標に向かって立ち上がったのがこのプロジェクトです。5年後にはこの奈佐の浜のごみを3分の1減らし、10年後には半分にし、100年後にはゼロにしようという壮大な目標を掲げたボランティアの浜掃除です。海や川の環境美化に取り組んでいる幾つもの団体が集結をいたしまして、その多くは三重県内の団体ではありましたが、流域の愛知、岐阜など他県からの参加者も目につきました。これも、昨年12月のこの議場での3県1市の会議で話題提供をしっかりと訴えたいという前向きな答弁が随分後押しとなったと感じております。

伊勢湾の湾口部にそんなにごみが固まって漂着していたとは知らなかった、ぜひ仲間と島へ渡って清掃のお手伝いをしたい、そんな思いで各地から集まった、立場もいろいろの老若男女たちでした。総勢約270名、地元桃取町の漁業者とか、そのほかにも御協力いただいた方を合わせますと優に300人を超える、まさにプロジェクトと言うにふさわしい一大事業となりました。地元になりかわりまして、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

三重県からも、農林水産部、環境生活部、地域連携部をはじめ各部から、また、各地の地域機関、関係機関からも多数御参加をいただきました。あの部が何人、この部が何人とは申しませんが、総勢で40人近い県職員の方も参加をされました。おかげで、私も胸を張って参加して作業をすることができました。ありがとうございました。

浜掃除の後には、交流会を桃取コミュニティセンターで開催いたしました。知事も年末に懇談会に来られたところでございます。知事が見えたときも、大勢集まったなど、すごい歓迎をしてくれたなど感じたと思いますけれども、今回も、そのときにまさるとも劣らず、足の踏み場もないほどで、スタッフの一部は外で弁当を食べるようなありさまでした。しかも、考えてみると、船をおりてから往復で90分ほど歩いた上で、交通費も弁当代も自分持ちの3000円を払ってこの人たちが参加されたということ、今思い出しても、あの人たちはどんな思いでこの事業に参加してくれたのかなど、感謝の気持ちは当然のこととして、その志に敬意を表したいと思いました。

さて、それでは、質問に入ります。

1 問目は、伊勢湾の水質問題と今後の改善策についてをお聞きます。

この問題は、過去に先輩議員が毎年のように一般質問をしてこられました。伊勢湾再生といったトータルな視点で解決策を質問される方、貧酸素水塊やCODといった発生要因の面から追求される、それぞれの議員、それぞれの切り口でこの問題に迫っておられます。

海の上を漂って浜辺に漂着するごみや流木は、今どのあたりを流れていて、

どこの海岸にどれくらい打ち上がったかというのは、少なくとも目にするので、感覚的にある程度理解ができると思います。例えば、広告の入ったライターやレジ袋など、全部が全部その地域の方が捨てたとも言えませんけれども、おおよその流れ出た場所の特定や数量の比較は可能かと思えます。

片や水質の問題です。穏やかな海面を眺めておりますと、この水面下のどこに、貧酸素の水塊、いわゆる酸欠状態の海水の大きな塊ですが、それがあって、この海底で貝や魚にどんな悪さをしているのだろうかという目に見えないところで起こっていることへの不安があります。排水にはラベルも張ってありませんし、まじり合ってしまうと何もわからなくなってしまいます。たとえ見た目がきれいであっても、魚がすみやすいのか、海藻類が育ちやすいのかというのはわかりませんし、単体では排出基準を満たしている問題のない水でも、ほかの物質とまじり合うことによって新たな不都合なものが生み出されてしまうことも考えられます。

伊勢湾の水質の問題は、東京湾や瀬戸内海同様、国が法律に基づいて改善を進めているところでございますが、三重県のこれに対する認識や取組状況をお聞きしたいと思います。過去の議事録を見ますと、かつてこのことで答弁をされました石垣副知事や真伏教育長にもお聞きをしたいところですが、そもいきませんので、竹内環境生活部長からよろしくお願いをいたします。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 伊勢湾の水質問題の現状ないしはこれまでの取組ということで御答弁させていただきます。

伊勢湾に流れ込みます本県の河川の環境基準の達成率を見ますと、平成17年度以降90%以上で推移しているという改善傾向にございます。しかしながら、一方で伊勢湾を見ますと、環境基準の達成率は近年60%弱で推移しておりまして、依然として、夏場を中心に、御指摘のありました貧酸素水塊等が発生するなど、引き続き水質改善に向けた対策の実施が必要な状況となっております。

おります。こうした伊勢湾の水質問題を解消していくためには、海底に堆積していますヘドロのしゅんせつ、こういったことで短期間にやるというのが理想なんですけれども、そういった除去するということは非常に、現実には厳しいということで、引き続き、陸域からの汚濁物資を削減する取組、工場、事業場に対する排水規制や生活排水対策に取り組んできたところがございます。

また、平成21年度には三重大学と連携いたしまして、伊勢湾全域におけますヘドロの分布状況を明らかにするための調査にも取り組んでまいりました。

少し具体的な取組を申し上げますと、COD等の総量規制に関しましては、工場、事業場に対する排水規制として、昭和54年以来6次にわたりまして、COD、あるいは窒素、磷、これらの総量規制を実施いたしまして、当時、昭和50年代と比較いたしますと、伊勢湾におけるCODで52%、窒素で58%、磷で64%の削減が進んできております。

一方、生活排水対策でございますけれども、県土整備部、農林水産部と連携の上で生活排水処理アクションプログラムを策定いたしまして、これに基づきまして市町とともに取り組んできたところがございます。その結果といたしまして、本県の下水道、それから集落排水処理、それから浄化槽、こういったものを全体として生活排水処理施設と申しますけれども、その整備率を申し上げますと、平成10年度に40.5%、全国でこのときは40位でございました。これが平成22年度には78.0%ということで、全国で28位にまでなっております。着実に推進してきておりまして、汚濁物質の削減にも大きな貢献をしているというふうに思っております。

今度とも引き続き、伊勢湾の水質改善ということで、工場、事業場に対する排水規制、あるいは生活排水処理対策に取り組んでいく必要があるというふうに考えています。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 湾に流入する量や質に関しては、工場排水、生活排水

とも目標とする数値には近づきつつあるといたしますか、着実に少しずつですが、改善はされてきていると。しかし、データ等もいろいろ、海底の泥とかデータもそろいつつはあるけれども、特に目新しい取組というのは考えられないというような御答弁だったかと思うんですけれども、その辺、農林水産部のほうもいろいろと海水の調査等をされておりますけれども、漁業との絡みも含めてどのような御見解をお持ちでしょうか。

○農林水産部長（梶田郁郎） 伊勢湾は、イカナゴやアナゴ等の魚類とかアサリの貝類を対象に、船びき網などの漁船漁業や黒ノリ養殖が営まれるなど、良好な漁場として漁場環境を保全していくことが重要であるというふうに考えております。しかしながら、生活排水の流入ですとか開発に伴う藻場や干潟の消失によります漁場環境の悪化が水産資源の減少を招いているという状況でございます。

このため、県ではこれまでに、伊勢湾で二見地先におきまして藻場0.4ヘクタールを造成したり、また、松阪地先におきましては、干潟、浅場17.9ヘクタールの造成を行っております。また、あわせて鈴鹿沖などでは、海底の地質、底質を改善するというところで、3000ヘクタールを耕すなど、漁場環境の改善に努めてきたというところでございます。

藻場、干潟は、環境浄化機能を有するとともに、水産生物の産卵、育成の場として大変重要であるというふうに考えております。引き続き、平成24年度から27年度までに、干潟の造成3ヘクタールとか、海底を約800ヘクタール耕すなど取り組みまして、伊勢湾の漁場環境の改善を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） そういった事業を新たに始められているという根拠に、そちらから言われるかと思ったんですけれども、英虞湾でのいろんな取組、干潟が水質浄化に大きく貢献しているということの実験みたいなことをされておりましたので、そういったものの成果が得られたので、今度は狭い英虞

湾から伊勢湾のほうでも順次事業をやっていく動きが出てきたのかなというふうに思いますけれども、そういった認識でよろしいですか。

○農林水産部長（梶田郁郎） 今お話のありましたように、英虞湾におきましては、遊休干拓地に海水を導入しまして、干潟の再生、その手法の開発に取り組んでおりまして、実験レベルではございますが、海水を導入してから3年で海底生物、底生生物が定着して、干潟が再生できることが実証されているという状況でございます。この英虞湾の干潟再生技術、これを伊勢湾全体に応用できないかということでございますが、残念ながら伊勢湾のほうには後背地へ海水を導入して干潟を再生するような適地がないという状況でございますので、また全体の中でいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 適地が見当たらないということですが、一つ提案なんですけれども、その候補地にはメガソーラーの誘致を検討している木曾岬干拓の残りの部分、約半分くらいありますけれども、そこを干潟に戻してみてもどうかというふうに私は思います。ここは1966年に事業着手をされて、70年に工事着工、そして、89年にやっと工事が終わりました。着手から23年を経過して工事が終わったときには、既に農地としての需要はなくなっていました。英虞湾のほうは、小さな湾を幾つも堤防で仕切って、農地もたくさんつくりまして、いつきは使われたようなんですけれども、そこも荒廃地になってしまった。そこに、その堤防の水門を開けて、潮だまりに水を入れたところ、水質浄化の面で非常に効果があったということですので、規模の違いは3けたも4けたも、ひょっとしたら5けたほど違うかもしれませんが、事情は英虞湾とよく似ているんじゃないかなというふうに思います。その土地は三重県と愛知県に売却をされましたけれども、仮にまともに使おうとすると、まだ3メートルから5メートルほどのかさ上げが必要だと言われております。

そこで、先ほど予算のことも言われましたけれども、お金をかけずに伊勢湾の浄化をするのであれば、堤防の一部を開放して、表面を覆っている土、表面1メートルほどともお聞きしたんですけれども、それをはがせば、覆土はそう厚くはありませんので、そこに伊勢湾の浄化工場ができ上がるんじゃないかなというふうに思います。

土地の利用としては太陽光パネルを敷き詰めるのと同じ感覚かなと思うんです。というのも、またその土地が必要になったらいつでももとに戻せると。太陽光パネルで言えば、そのパネルをまた違うところへ移せば、またその土地が思ったようには使えるんじゃないかなというふうに思います。メガソーラーと違って、津波にも塩害にも強い、干潟ですから当たり前ですけども、おもしろい提案じゃないかなというふうに思います。

以上は私の提案ですので、特に答弁は要りません。

最後に、知事にお聞きをいたしたいと思います。

国主導もとの3県1市とはいいいながら、私は、一番この伊勢湾と縁が深いといえますか、運命をともにしているのはやっぱり三重県だと思います。知事はどのような運命を描きますか。質問に当たり、漁業者からも水産業のことで行く末を不安視する声が本当に多く寄せられております。知事にもこの原因を調べてほしいと直接訴えられた方もみえるでしょうし、先般離島で懇談会を持ったときにも、それに関する意見もあったと思います。漁場が衰退すれば、漁業という産業はもちろんですけども、漁村というコミュニティも衰退をしまっています。衰退ならまだしも、消滅してしまう心配すらあります。私は直接的に漁業のことを例に出して訴えさせてもらいましたけれども、漁業以外にも、もっとほかのものにも波及するような予感があるわけなんですけれども、知事は、この伊勢湾の水質、環境という大きなとらまえ方でも結構ですけども、伊勢湾の将来についてどのようにお考えか、所見をお伺いします。

○知事（鈴木英敬） 伊勢湾の水質改善という部分でありますけれども、今、中村議員からもありましたように、漁業者の皆さんが生活を営む場として、

本当に本県のかげがえのない財産だというふうに言ってもいいと思います。なので、その恵みを生かしたまま、またよりよくして、いかに次代に引き継いでいくかということが課題であると思いますけれども、今、両部からもいろいろ対策を申し上げましたとおり、まだまだ改善に向けて取り組んでいる途中です。短期的には特効薬というのはないと思います。中長期的に流れ込んでくる汚濁物質を減らしていくとか、あるいは、藻場、干潟の再生とか、自然浄化能力を上げていくとか、そういうような中長期的な取組をやっていくということしかないと思っていますが、そういうのをしっかりやったり、あとは、いろんな研究も進んでいますので、そういうのを生かしてやっていきたいと思っています。

しかし、この伊勢湾を再生していったりしていくということでは、行政だけではできません。まさに22世紀奈佐の浜プロジェクトでやっていただいたような、まさに今回のみえ県民力ビジョンでうたっているようなアクティブ・シチズンの皆さんと協創していく中で、みんなでやっていかないとできないことですので、そういう機運醸成なんかもしっかり我々もサポートしながら、みんなで取り組んでいくような形でやっていきたいと思っています。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

漂着ごみの問題にしましても、これまでびくともしなかった大きな車輪が知事の一言でぐらっと動き始めたかなという、とりあえず負のスパイラルに歯どめがかかったような感じがしております、わずかですけれどもいい方向に動いたかなというわくわく感すら感じるところなんです。水質の問題も一歩踏み出すのは、まずは知事の胸先三寸かなと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

リニアの総会で、2027年には15歳の息子に誇れる話ができるようにというふうにおっしゃっていましたが、15歳の息子さんに、この伊勢湾はもうちょっとで魚も何もおらん海になってしまうところだったんだけれども、お父さんが知事のときにみんなの努力でいい方向にかじを切ることができた

んやと語れたらいいと思います。

続いて、2問目の、地域で実践されている防災活動等を県民力の底上げに活用してはどうかという質問です。これは質問というよりも提案でございまして、まずは私の持論を述べさせていただきます。

一つの例ですけれども、地域で防災マップをつくるとします。町内会であったり、PTAであったり、主催者はいろいろあるかと思いますが、これだけ地震だ、津波だと、その対策が迫られている中でも、なかなか地域の人たちだけで防災マップをつくるのは大変なことだと思います。というのも、何が障害になるかという、町内会とかPTAとか、公的な団体が企画するとすると、主催者である町内会長さんやPTA会長や学校長やは、まず気になるのは全員で参加しないといけない、つくるマップに間違いがあってはならない、完成したらきれいに仕上げて全戸に配布しなければいけない、主にこの三つの理由からなかなか、防災マップなんてものはやらなければならないのはわかっているけど、いま一つ踏み切れないのはこういう理由だというふうに、私、経験した中で感じてきました。

私もそんな思いでなかなか取り組めなかった1人なんですけれども、8年ほど前に初めて実践してみたところ、これは地域のつながりを深めるのにすごいツールで、ほかにはこれのかわりをするようなツールはないなというふうに今でも思っておりまして、今日に至っております。ぜひ私がすごいと思っているこのツールを県政に生かせないかなというのが、その提案が2問目の質問になります。

何がすごいかというと、当初は防災マップをとって取り組んだのですが、やってみると、その防災のことはもちろんですけれども、その地域の中のいろんなエッセンスがその中にちりばめられているということに気がつきます。防災マップづくりには、防災マップとは別の宝物が気がつかないうちについてくるという感じなんです。やった人にしかわからないことなんです、目指していたものとは違うものが成果物としてついてきたという感じで、横文字でいうと、今はやりのセレンディピティ効果とでもいうんでしょうか。そ

んな感じがしております、今、例えば防災マップと言いましたけれども、これは防犯マップであろうが、交通安全の現地調査であろうが、地域の人みんなが参加すれば、私はどんな企画でもいいと思います。

(パネルを示す) これが、私が7年か8年前にやったときの様子なんですけれども、いろいろな人が参加して、おしゃべりをしながらまちを見て回ると。この場合ですと、電柱と家の間、軒下が避難路になっていまして、ここは海から70メートルほどのところなんです、安政の地震ではこの家の裏庭まで津波が来たとか、そんなことを、子どもたち、若い人にも知らないことですから、そんな話をしながらぞろぞろと歩くわけです。近所にいながらふだん顔も合わせたことがない人と顔を合わせたり話をする。防災から脱線して昔話をする。避難訓練という大義がありますので、お互いよそさんの庭にもずかずかと踏み込んでいく。子どものころはここでよく遊んだとか、この木でたくさんカブトムシがとれたとか、ここで先日だれそれがけがをしたとか、例を挙げると切りがないのですが、こういった会話が最近では全くというほど地域からなくなっているのではないかなというふうに思います。

私は、こんな場をいっぱいつくれば、こんな機会をできる限り設けることができれば、薄れゆく地域のつながりをちょっとでも巻き戻すことができるんじゃないかなというふうに思った次第です。

もう一つ用意してきましたので、(パネルを示す) 説明させてもらおうと、これも防災のタウンウォッチングなんですけれども、これは避難の看板を町内につけるのに、普通でしたら町内会長と市の防災担当者が来て、ここへつけましょうで決めて終わりなんですけれども、いやいや、みんなで決めようということで、場所を選定、看板の大きさはこれでいいか、文字の表現はこれでいいか、そんなことをネタに歩いていると、さっき言ったような、これ以外の話もいっぱい出てきて、本当に看板をつけるという以上の成果があったなというふうに感じております。

地図づくりにだけ戻りますと、間違いがないことにはこしたことはないんです。きれいな地図が完成するのにこしたことはないんですけれども、おし

やべりをしながら歩くということだけで目的の約8割は、私は達成していると思っていますので、そういったことを一歩踏み出せない人たちにはわかってもらいたいなというふうに思っております。

こんな意識のもとで、参加型の事業を県のほうも開催といたしますか、取り組むことができたならば、その事業効果は本当に大きくて、参加者、つまり県民力の底上げといたしますか、三重県の基礎体力の向上になるんじゃないかなというふうに感じております。

以上のような考えはいかがでしょうかと聞いても、おっしゃるとおりでございますと言われても困りますので、違うなど感じればそのようにお答えいいただきたいと思えます。まず浮かんだのが美し国づくりの関係でして、どうもあのプロジェクトは途中からつくりかけているような印象がありまして、一番下の、ピラミッドのベースに当たるところが手当てできていないというか、そういう場がないような、いいところというか、おしゃれなところから始まっているような気がするんですけども、地域連携部長からそれについて御所見をお願いいたします。

〔藤本和弘地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（藤本和弘）** そもそも地域づくりと申しますのは、私ども、地域の皆さんがアクティブ・シチズンとして地域の様々な課題の解決に向け主体的に取り組んでいただくものというふうに考えております。したがって、現在はこういう考えから、多様な主体の参画のもとに市町と連携しながら、地域の特性や実情に応じた地域づくりを現在進めているところでございます。また、地域づくりを実践されていらっしゃる地域におきましては、いろんな話し合いの中で新たな課題が見つかり、さらなる活動につながっているというような、今、御指摘のような事例も多く見られるところでございます。こうしたことから、御提案の防災マップの作成のような様々な活動の場づくりとか、話し合いの場づくりというのが大変重要であるというふうに考えておるところでございます。

したがって、地域づくりを進めるに当たりましては、地域住民が主体

となった活動の機会をつくり出しまして、継続していくことが重要と思っております。そうした機会に、地域づくりを支援する取組とか、あるいは「美し国おこし・三重」のような取組を、一緒になって入って参画することによりまして、地域や市町との連携の窓口等もいたしまして、私どもも積極的に、いろんな機会に今後地域に入っていきたいというふう考えているところでございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

次には、（パネルを示す）これはPTAと学校の先生と一緒に通学路のチェックをしているところです。本来の通学路ではない、児童の間でしか知られていない、当時流行の裏道を点検しています。市外から通っている先生にとってみたら、教室の中だけでなく、こういった穴場で保護者や地域の人と話をするのは、先生にとっても、そしてまた地域の人にとってもかけがえのない財産だというふうに思います。

こういうことに関して、教育長からもコメントをいただければ、よろしくをお願いします。

○教育長（真伏秀樹） 学校のほうは、今御指摘がありましたように、学力の向上ですとか、それから生徒指導等、いろんな課題を抱えているわけでございますけれども、そうした課題を解決していくという中で地域の方々と結びつきを強めていくというのも一つの方向性なのかなというふうに感じておるところでございます。

例えばでございますけれども、生徒の学習とかキャリア教育なんかを、地域の方々がボランティア組織を立ち上げていただいてサポートしていただくとか、それから、地域の住民の方々が生徒とともに授業にも参加していただくとか、そういう中で、例えば生徒のインターンシップの受け入れの橋渡しをしていただくとか、学校への関心を高めていただくことによって学校活動そのものが活発化していくとか、それと、あと、特に最近農業との関係で、小学校の学校給食なんかに地域の方々が食材を提供していただくことによっ

て、学校での食育だけじゃなしに地産地消みたいな形の活動につながっていくとか、いろんな形で地域と学校がうまいこと結びつくことによって地域も活性化しますし、学校活動もいい方向に向かっているという例はたくさんあるかなというふうに感じています。

私ども県の教育委員会といたしましても、コミュニティースクールとか、それから、あと、学校関係者評価の導入なんかも一生懸命働きかけておりますし、それから、学校支援地域本部事業ということで、地域の方々の力を学校教育の中へ取り入れるための方策とか、そんなことをいろいろ検討いたしておりますので、そうした取組をこれからもより一層進めていきたいというふうに考えておるところでございます。こうした取組を進める中で、学校づくりと地域の方々の活動がしっかりつながることで、県民の皆さんのお力が教育現場でもしっかり生かさせていただけるというか、そういう形の取組になればなというふうに思っております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

続いて、（パネルを示す）これは交通安全の取組のところの写真なんですけれども、このようにピンポイントで現場の立ち会いをするだけでなく、ちょっとした雑談の中に警察の仕事の大事な部分が、これもまたちりばめられているんじゃないかなというふうに思います。地域の行事には積極的に参加するようにと、きつとふだんから話はされていることだとは思いますが、警察本部長からもその辺、御所見をいただければというふうに思います。

○警察本部長（斉藤 実） 現在警察では、自治体ですとか関係機関、団体と連携をしながら、犯罪に強いまちづくりというのをやってございます。これには何よりも地域におけるきずなが重要であるというふうに認識をしております。少年の居場所づくり等を通じて地域のきずなの再構築に私どもも努めております。

今お話がございましたような、防災マップづくり等を通じてその地域の

方々が集まって主体的に地域の課題に取り組んでいるというのは非常に心強く感じておりまして、こうした活動と引き続き連携あるいは支援をし、防犯、交通安全にも取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

最後に知事にもお聞きしたいんですけども、アクティブ・シチズンという言葉が非常に耳には聞こえがいいんですけども、私も大事なことだと思うんですけども、アクティブ・シチズンの入り口というのはこういった参加の機会かなというふうに思うんですけども、私なりに解釈をして、今日、提案をさせていただいたんですけども、知事の考えているアクティブ・シチズンというのは、こういうのと一緒になのか、似ているのか、こういったものがそもそもあるのか、どうにかして生み出していくのか、強くしていくのか、醸成していくのか、その辺、どんなふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 考え方としては、私、以前もこの議場において答弁させていただいたときに引用したことがあると思うんですが、アリストテレスの言葉で、幸福とは、行為の結果であり、誰かに与えられるものではないという言葉を使ったことがあると思うんですけども、どういう活動であれ、自分のためであっても地域のためであっても、その目的はいろいろにしろ、何か行動を起こすということによって、それをした結果として幸福というのが訪れてくるんだというふうなアリストテレスの言葉であるし、私もアクティブ・シチズンというのはそういう考え方だというふうに思っています。

したがって、今、中村議員がおっしゃっていただいたようなこういう活動に、県民の皆さんが参画していただくということはまさにアクティブ・シチズンであり、そういう中で、行為の結果でまた幸せ実感を、幸福実感を感じていただけるプロセスなんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味では、みえ県民力ビジョンの中にも書かせていただいている

んですけど、例えばこういう活動の場を増やしていくように、県の事業のあり方を見直すというような県民力発揮支援とか、そういうような形で幾つか取組を我々もしていきたいというふうに考えておりますし、また、そういう活動が広がるような県民力拡大支援とか、みえ県民力ビジョンの中にも幾つか書かせていただいていますので、そういうのに沿ってこういう場を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

道路や橋であるとか、水道や電気などのインフラを社会資本といいますけれども、人と人とのつながりのように、目には見えないけれどもメリットを生み出す資源として、こういうのを社会関係資本だというふうにお聞きをしたことがあります。予算がないなりにといますか、たとえ予算がふんだんにあったとしてもこういう社会関係資本を整備していかないことには、知事の言われる幸福度というのは絶対に上がっていかないと思いますので、この社会関係資本の充実のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続いて、3問目です。屋外広告物と三重県の観光戦略についてをお聞きします。

三重県では、今年の3月に観光振興基本計画を策定しました。今年、平成24年度から27年度を目標とする4年間の計画なわけですがけれども、知事も事あるごとにPRをされていますけれども、この期間中には、来年には式年遷宮、そして、翌平成26年には熊野古道の世界遺産登録10周年など、大きな事業を控えております。海外からの誘客にも随分前から力を入れているところかと思えます。

そんな中、果たして今のような県の沿道の景観で、海外から目の肥えた観光客がやってきたときに耐えられるのかなと、一流の観光県を目指す中でちょっとまずいかなというふうに思うところがありまして、質問をさせていただきます。

イベントの多彩さや集客施設を充実させることも大事な要素なんですけれ

ども、来訪者の満足度をコンスタントに満足させるのは、私は行き届いたまちの美観であり、自分のまちの売りを十分引き立たせて見せるために周囲へ配慮をしているという、そういう気持ちが大事なことなんじゃないかなというふうに思います。旅のスタイルであるとか、看板によっての広告、物の購入に関しての価値観は人それぞれあるかとは思いますが、私は今のような状態ではだめかなというふうに思います。

観光・国際局長は現在、観光地も含めて屋外広告物に関してはどのように認識をされているか、お伺いします。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 御質問にお答えします。

県が実施しております平成23年度観光客実態調査によりますと、自然や景観といった項目は本県への旅行目的の第1位となっております。また、観光客自体の満足度も高く、最も重要な観光資源だというふうに考えております。また、三重県の美しい景観を維持し、さらによりよくしていくことは観光政策としても必要であり、昨年度策定しました、みへの観光振興に関する条例及び、御所見にもありましたが、三重県観光振興基本計画においても、景観を観光に欠かすことのできない重要な項目として位置づけております。これまでも県庁内部で、特に県土整備部とは景観に配慮した町並み整備などで連携したり、庁内連絡会議などで情報共有を行ってまいりました。

今後も引き続き、随時情報共有を行い、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 屋外広告物については、所管は県土整備部ですので、次は県土整備部長にお聞きをします。

この屋外広告物の問題につきましても、過去に先輩議員が幾度となく質問をしておられます。私は、北勢の道路を車で走る機会はそう多くはないので、そちらの沿道景観については余りコメントはできないのですけれども、過去

の質問者の中身を拝見いたしますと、北勢、中勢、伊賀地域の議員も屋外広告について問題提起をしておられますので、県下どこも同じ状況であるとの前提に立って質問をさせていただきます。

過去質問された中には、何件調査をしてどれだけの違反広告があって、どのようなペースでそれを是正してきたかというのを質問されている方がみえます。ちょっと比較をしたいので、現状の数字を当時に照らし合わせてお答えいただきたいと思います。

○**県土整備部長（土井英尚）** 屋外広告物対策については、三重県屋外広告物条例に基づきまして、県と権限を移譲しました市町で許可とか指導を行っております。

それで、御質問の平成23年度に県が条例に基づきまして許可をした件数につきましては3万5063件。ほぼこれで最近は推移しております。

そして、一方、平成23年度末における違反屋外広告物の件数としましては2557件と。そして、そのうちですが、申請をしていただければ許可できるという案件、これが1980件ということで、全体の約8割程度を占めているような状況でございます。

最近の状況ですが、平成23年度、取組としては2489件ということで取り組んでおりましたが、新たに判明した違反もありまして、22年度末は3704件、それで、23年度末が先ほど言いました2557件というような推移をしている状況でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○**18番（中村欣一郎）** ありがとうございます。

わずかながらでも改善には向かっているということによろしいのでしょうか。

三重県には、伊勢志摩と吉野熊野の二つの国立公園、これは国のほうの所管ですがけれども、それと、室生赤目青山と鈴鹿の二つの国定公園、そして、香肌峡をはじめとする五つの県立自然公園も擁しております、その自然公園の総面積は県土の全体の35%も占めているということで、それは割合でも、

そしてまた純面積としましては全国第4位でありまして、数字の上からも三重県は自然公園立県だということができるかというふうに思います。

中でも伊勢志摩国立公園は、ほぼ全域で自然と人の生活圏が共存するという、全国でもまれに見る特殊な形態の国立公園であると言われておりまして、屋外広告物の存在には様々な生活というものも入り込んできた事情があつて難しいこともあるかと思うんですけれども、そこは二つの国立公園の所管の環境省とも連携をして、しっかり仕事をやっていただきたいというふうに思います。

国はもちろんのことですけれども、県の内部でも、農林水産部、雇用経済部、そしてまた、見通しを悪くする広告物であるとか、はみ出ている歩行者や車の通行に害を与えかねない看板もありますので、警察本部ともしっかり提携をしてやっていっていただきたいというふうに思います。

北川知事が初めてパールロードに来られたときに、まだ三重県にこれだけ景観の守られた地域があつたのかと物すごく驚いていたというのを何人かの人から聞いたことがあります。一度改変されてしまった景観をもとに戻すのは至難のわざでありまして、戻すことができるとしても膨大な時間を要することというふうに思います。それでもどこかの時点で区切りをつけてきちんとした仕事をしていただかないと、アクティブ・シチズンどころか地域をよくしていこうという前向きな気持ちがなえてしまうことにならないかなということを私は危惧しております。今ある価値を損なわないこと、できれば少しでも上昇カーブをつくること、先ほど知事は海のところで恵みを生かしたままでというようなことを言われましたけれども、伊勢湾の水質と同じで、どこかで区切りをつけて、いい方向へちょっとずつでも行くように頑張っていきましょう。

それでは、最後、四つ目の質問です。

国が突然発表した鳥羽市の津波高24.9メートルについてお聞きします。

3月に内閣府が発表した南海トラフで最大級の地震が発生した場合の推定値では、鳥羽市以外でも、尾鷲市で24.5メートル、志摩市で24メートルとい

う、以前の県の推定値をはるかに上回る衝撃的な数値になりました。発表されたときには県も、国の一方的な発表で丁寧に欠けるのではないかとのコメントも言われておりましたけれども、現場である地元の混乱ぶりは把握されているのでしょうか。ホテルにかかってきた電話で、ホテルの標高を尋ねられるんだそうですね。25メートル以下だと聞いて電話が切られるとか、そんな風評まがいのことも起こっているそうです。一刻も早く国の詳細な説明を求めて、速やかにかみ砕いて、丁寧な解説で、これまで蔓延している不安を一掃していただきたいと思います。それについて御答弁願います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） ただいまの中村議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、国が3月31日に公表しました南海トラフの震度分布、津波高の推計結果は、県内の4市町で最大津波高が20メートルを超えるという、確かにショッキングな内容でございました。それにつきまして、国からは十分な説明がないために、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、例えば市町では数字がひとり歩きして困るんだというような、本当に悲鳴に近いような声が上がっているのは承知してございます。

県では3月31日の公表を受けまして、早速知事が翌4月1日には県民の皆様様に冷静な対応を呼びかけるコメントを發しました。その後も国に対しましては、4月3日に知事自身が中川防災担当大臣のもとを訪れまして、こういった内容に対してわかりやすく丁寧な説明をするよう、そういった緊急要請を行っております。そうしたことを皮切りに、県から国に対する提言、提案とか、あるいは9県知事会議、そうした要請の場を利用しましても、被害想定早期実施等々を求めるのにあわせて、そうしたわかりやすい丁寧な説明というのをたびたび求めてきているところでございます。

今後、国からは、恐らく今月中、6月中には、より詳細な沿岸における津波高や津波浸水域の推計結果も出されると聞いておりますし、また、被害想定におきましても、人的被害といった直接的な被害部分、これに関する被害想定結果、これが公表される予定とも聞いております。その際には、3月31

日のこうした無用の混乱、これを招くことがないように、実は6月4日にも、国と県、市町との南海トラフのこうした推計に対する協議会の場がございまして、その協議会の場でも、私、出席させていただいて、同じように、明確な説明や慎重な情報発信、これを強く求めてきたところでございます。

県としましては、今後も国からいろいろ次々示される内容ですけれども、これについてはきちんと整理した上で、その上で、県民の皆様への正しい理解につながりますよう、まず市町との情報交換を密にしながら、丁寧な情報発信には努めてまいりたいと考えております。その後の対策ですけれども、この対策につきましても、市町と十分に協議をしながら、そして、今後推進すべき、あるべき姿と申しますか、防災・減災対策の姿についても、県民の皆様にもきちんとお示ししたいと考えております。

そこで、この場をおかりしてどうか県民の皆さんにお願いしたいんですけれども、国が示す、10メートルとか20メートルとかいった、こういった数字の一つ一つに決して一喜一憂せず、これを冷静に受けとめていただいて、生きるために備える、生きるために逃げると私どもも言っておりますけれども、そうした自助、共助の取組を、これまでと変わらず、引き続き着実に進めていただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） ありがとうございます。

そんな高さならどこへ逃げてもだめじゃないかという、本当にあきらめの面持ちで話す人もいるものですから、先ほど部長が言われたように、カメラ目線で訴えていただけるとよかったと思うんですけれども、せっかく高まりつつある防災意識に水を差すことがないように、本当に一刻も早く払拭していただきたいなというふうに思います。

鳥羽市議会、明日から始まるんですけれども、その中の一般質問でも三、四人がこのことについて質問されるということです。本当に地域としてはナーバスになっておりまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は写真も用意しておったんですけども、考えてみると風評の上塗りになってもいけないので、これはお示しするのはやめにします。それほど、ちょっと本当、私もストレートにどこまでお願いしてもいいのか、余り言えば言うほど、またよからぬ数字が1人で走っていてもいけないと思いますので控えたいと思います。

ちょっと時間を残しましたが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続します。31番 館 直人議員。
〔31番 館 直人議員登壇・拍手〕

○31番（館 直人） 失礼をいたします。三重郡選挙区から選出をいただいております、新政みえの館直人でございます。

まず、私からも鈴木知事には、このたびは御長男の御誕生を心からお喜び申し上げます。今、県内のうわさといいましょうか、話題は、お子さんのお名前と、そして知事の育休のことだというふうに思っていますけれども、お名前は御両親のお二人でつけていただければいいなど、このように思いますが、育休のことですけれども、県も男女共同参画を推進する、その三重県の知事でありますから、どうか県民の皆さんに御理解をいただ

るような、そんな見本となる育休を取得していただきたいなど、このように思いますし、また、三重県は毎月第3日曜日が家族の日ということでもございます。このことにつきましても県民の皆さんへの周知も含めて、すばらしい子育てをしていただくことを期待し、お子様の元気で、そして健やかな御成長を心からお祈り申し上げます。本当におめでとうございました。

ということでございまして、議長のお許しもいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただこうと思います。

大きく一つ目ではございますけれども、三重県型農業の目指す姿と施策展開について、その中でももうかる農業ということについてであります。その一つは、米、水田農業の新たな戦略、このことについてお伺いをいたしたいと、こう思います。

今回の新しいみえ県民力ビジョンにおきましては、農林水産業におきましてもこのもうかるということをキーワードに行おうということで、農商工の連携でありますとか6次産業化などの手法を積極的に取り入れていただいて、産学官の連携によります農林水産業で、売れるものづくりと申しましうか、売れる農産物づくりを積極的に推進いただこうと、このようになっているところであります。

また、三重県営業本部などとの取組と連携をいたしまして、大都市圏での営業活動を強化していこうということでのみえフードイノベーション、この取組も行って、そういうところに力を込めて進めようとするんだというふうにも言われているところであります。

このような取組は、農林水産業に携わる皆さんの所得の確保ということ、まさにもうかる水産業ということへの実現ということでは、極めて重要なことだなど、このように思います。

これらの施策について、私も大いに期待をする1人でありますし、知事を支持されるといいまじうか、県当局、職員の方、そして私もそうですけれども、さすが経産省時代に農商工連携の立ち上げに携わったな、これは余分かわかりませんが、同じ省出身の岡田副総理の後輩だなど、こんな思

いもするところでありますけれども、さすが鈴木知事ならではの評価もあるだろうと、このように思っております。

では、本県の農業の実情について、私なりに整理をさせていただきました。

まずは、三重県の農業の特徴といいたいでしょうか、特性、これは三つあるだろうと。

一つは、水田の割合であります。これは、平成23年度の数値からいきますと全国で54%、三重県は75%ということでありますから、本県の場合は、土地利用型農業、水田農業なんだということが言えると思います。

二つ目は、兼業農家の割合でありますけれども、これは2010年のセンサスの数字であります、全国が72%、我が三重県は79%、もう8割近くの率があるわけで、三重県においては副業的農家が主で兼業農家なんだと、このことが言えると思います。

そして、今回のもうかるにもありますけれども、農業所得を見ますと、どちらかというとな北のほう、北勢のほうは兼業の機会が多いということで、農家所得は多いですけども、県内全体的に農業所得は少ない、このことが言えるんだというふうに思います。

そして、農村地域の課題、問題ということについてでありますけれども、これは5点について整理させていただいたんですが、一つ目は、高齢化が進んでいて、耕作をする人、また、従事をする人が確実に減ってきているよね。そして、二つ目は、後継者が少ない、いわゆる農業の担い手が本当に大丈夫なんだろうかというふうなことがある。三つ目は、その担い手の方々への農地を集積すること、効率化を上げようと言っているのに、それが進んでいないこと。そして、四つ目は、よく言われますけれども、センサスの数字は7223ヘクタール、これは何かといえば、耕作放棄地が増えているということ。そして、五つ目は、よくこの場でもお話がありますけれども、鳥獣害、これが本当に増えてきている。平成22年の数字でいくと4億7000万円、この金額でありますけれども、農作物への巨額の被害があること。このことは、農家、農村地域の生きがいか、またやる気を減退させていく大きな要因になって

いるんだろうと。この五つが言えるのではないかなと、このように思います。

このような状況といいたまいますか、このままでは、もうかる農業を実現する前に、農地はもう荒れ果ててしまって、農村が衰退をして、作物を生産できる状態ではないのだろう、もうかる、もうける農業ということではなくなってしまうのだろうと、このようにも危惧することありますし、ましてや、今回、もうかる農業への転換というそのキーワード、本当にすばらしいものがありますけれども、目先だけの施策の誘導、本来は、この県内の農業、農家ということを立て直さなければならぬ、そういう意味では、なぜか農家、農村というところを置いてけぼりにしているのではないかなと、こんなふうにも危惧をするわけがあります。

そのようなことにもならないためにも、今年からこれをスタートさせようという今このときだからこそ、農業がもうかる、もうける産業として成り立つように、やる気を持って取り組む生産者であったり地域を増やしていくことこそがこのもうかる農業の土台、基盤になるのだろうと、このように思います。

そこで、三重県型農業の基幹である水田農業、これを、どのような方向性を持って、そして、具体的な方策はどうなんだ、立て直しについてはどうするかということについてこれからお伺いをしていきたいと、このように思うところであります。

この冊子をごらんいただきたいと思います。（実物を示す）

これはもうほとんどの方は持ってみえないかも知れませんが、平成16年2月に県が策定をした、石垣副知事にそつと笑われていただいていますけれども、新たな「三重の米（水田農業）」戦略、サブタイトルは、三重の米・水田農業のめざす方向と方策というふうなことで冊子を策定いただきました。この中で、三つの課題が一番初めに書いていただいています。

一つ目は、この当時、BSEとか食品の偽装表示等々があつて、消費者の方が何を信用したらいいかわからないということから、一つ目が、食の安全と安心ということ。二つ目は、その当時の大量生産、大量消費、大量廃棄と

いう資源浪費の社会システム、これではだめだ、資源循環型の社会へ転換していこうということで、二つ目は、地球環境に優しい農業への転換ということが書かれてあります。三つ目の課題は、これができるちょうど2年ほど前ですけれども、平成14年12月に米政策改革大綱というのが決定をされて、これまでの農政の進む道がごろっと視点が変わった。それは何かといえば、消費者重視、市場重視の考え方に立った施策を推進していくんですよということが書かれております。

そして、私がこの戦略を見せていただいて、これの中でやらなければならない、しなければならないこと、私なりに三つばかりに整理させていただきました。一つは、県民、また消費者に信頼される三重の米づくりはどうするんですか、こうするんですよということがここに書いていただいていると思います。もう一つ、二つ目は、担い手が育つ三重の水田農業づくりはどのようにしていこうということも書かれています。そして、三つ目が、中山間地域が生き生きとした三重の水田農業づくり、それにはこうなんですよねということが書かれておる。それが目指す方向、戦略として掲げて、これが策定されているというふうに思いまして、そういう面からいけば、私はこの戦略は、三重県の水田農業推進のためのパイブルのようなものなんだと、このように思っているところであります。

三重県の農業、その中でも王道といひましようか、米の戦略、水田農業を再構築するにはどうするんだ。そして、米を生産して、そして、売っていく。しっかりそのことを考えることが、今回のもうかる農業、もうける農業、大事な視点ではないのかなというふうに思います。

そして、これが策定されてからほぼ10年たって、今回、この3月でありましたけれども、三重県の食を担う農業及び農村の活性化に関する条例というのが制定されました。そして、その条例に基づきまして、この基本計画、行動計画というのが策定をされて、この中でも、やはりこの中でもうかる農業という大きなコンセプトを加えていって、みえ県民カビジョンにおいて、農業施策、それを展開していこうということになっているところであります。

そこで、お伺いをいたしたいというのは、三重県農政において唯一の土地利用型水田農業ビジョン、この戦略でありますけれども、この中には、先ほど申し上げましたように、地域水田農業ビジョンでありますとか、また、生産振興方策などなど、取り組むこと、また解決しなければならない課題、問題が本当に事細かに記載がされております。これらの問題が解決されなくては、三重県型農業の再構築、ましてやもうかる農業の実現は私はないと、このように考えているところであります。

そして、（現物を示す）これが策定をされたのが平成16年2月と言いましたけれども、この戦略が策定されてもう大体10年近くになるんですけれども、これまで一度もこれは検証されていない、また、見直されてもない、こんなこと。言いかえれば、今回のあの条例、これを検証しない、見直さずにあの条例ができてしまったということも言えるのではないかなと、このように思います。

そこで、もうかる農業の実現、また、この戦略をしっかりと検証して、そして、見直して、三重県の水田農業の将来像、これを明確にすることこそが絶対条件ではないのかなと、このように思います。

順序が逆だ、どうだということよりも、まず、この戦略を見直す、その考えはあるのか、まず、これをお聞きいたしたいと思えますし、また、あるのなら、今、県の農業研究所で開発をいただいた三重23号という新しいお米があるとお聞きいたしました。これまでの米の弱点というのを克服して、本当に優秀な米、期待が持てる大きい米だというふうなこともお聞きをしているところであります。今年はどうも県内で30ヘクタールばかり栽培もいただいているということでもありますけれども、（冊子を示す）この三重23号、新しい戦略の中でどんなような位置づけで役割を担わそうとしているのかも伺いをいたしたいと思えます。お願いします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、お尋ねになられました三重県の米戦略を見直す考えはあるのかというのとあわせて、新たに開発しました三重23

号をこの戦略の中でどう生かしていくかという点でございます。

米は本県の農業産出額のトップを占める品目でありまして、水田農業の推進は本県農業の振興を図る上でも極めて重要であるというふうに考えております。

このため、平成16年度に、先ほどお話のありましたとおり、「三重の米（水田農業）」戦略、これを策定しまして、人と自然にやさしい三重の米づくりをコンセプトに、農薬の適正使用や低減、品質の特性に応じた栽培管理など、県民の皆さんを中心とした消費者に信頼される三重の米づくりを目指して取り組んできたところでございます。

しかしながら、本県の米につきましては、西日本一の早場米産地であるものの夏期の異常高温などによりまして品質向上が進まず、販売価格面でも厳しい状況にあります。また、一方で、麦、大豆、飼料用米等の主食用米以外の需要が拡大するなど、三重県の水田農業を取り巻く状況は大きく変化しているというふうに思っております。

これらの状況を踏まえまして、消費者ニーズにこたえ得る付加価値の高い米づくり、農業者の主体性を生かした、米、麦、大豆、新規需要米等の安定生産、6次産業化による収益力向上のための取組の定着化などを視点に、もうかる水田農業への改革を目指しまして、本年度中に新しい「三重の米（水田農業）」戦略を策定したいというように考えております。

また、高温障害が出にくく、品質や味が良好な米の新しい品種でございませぬ三重23号をこの新しい戦略の柱として位置づけまして、売れる米づくりをリードする新たな三重の米ブランドとして育てることとしています。

このため、生産者から流通・販売事業者等で幅広く構成します三重の新たな米協創振興会議、これを設置しておりまして、関係者が一体となって、付加価値の向上や他産地との差別化、これらに取り組みましてブランド化を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（舘 直人） 見直していただくということで、本当に検証もしていただきながら、今までの問題点等々、本当にあらわにさせていただいて、議論を深めていっていただいて、一つの方向を決めて、やはりもうかる農業につなげていただきたいなど、このように思います。

国のほうも水田農業に関していろいろ方向が変わってきています。それは、農業者戸別所得補償制度をはじめ、社会経済情勢の変化とか、いろいろなものがあるわけでありますけれども、今回ここで取り上げさせていただいたのもやはり、三重県の水田農業の現状、ここで打ち破っていくことが必要なんだと、このように思います。

今言われたその方向についてもやはり、市町でありますとか関係機関との緊密な連携、そして、地域に、その実情に即した積極的な施策の展開、これがなければ、地域農業の振興、推進、もちろんのことですし、そして、三重県型農業の確立、ましてやもうかる農業というのは絵にかいたもちになってしまう。そんなことではいけない、そんな思いで気合いを入れていただいて、県民の皆さんの大きな期待にこたえていただきたいと、このように思うところであります。

それでは、その中で特に重要なのが担い手のことだと、このように思いますので、担い手の育成確保、農地集積ということについてお伺いをしたいと思います。

先ほど申し上げたように、その戦略、本当にすばらしい米づくりであったり、その新しい戦略ができたとしても、米のつくり手がいなくなれば、まさにこれこそ絵にかいたもちということになってしまうところであります。

私も冒頭に、本県農業の特徴とか課題ということに触れさせていただきました。やはり、農業が産業として成り立つということ、そのためには、やる気を持って農業に取り組む生産者、また、地域を増やしていくこと、本当にこれが重要だなど、そのように痛感をしております。

では、本県の稲作農家が経営する水田の面積はどうかといいますと、これは販売農家に関して、センサスの数字であります、平成12年は1戸当たり

約0.8ヘクタール、それが、10年後の平成22年は約1.1ヘクタール、本当に微増なんですよね。これまで、農地の集積を、そして、効率化をと、このように一生懸命に諸施策を推進してきていても、規模拡大というのはほとんど進んでいない、そんな状況にある。この数字を見ていただくとわかると思います。

しかしながら、土地改良事業等の実施などによりまして水田の基盤整備でありますとか、農業用水のパイプライン化などによりまして省力化のほうは進んでいるんです。そして、これらの基盤を利用、活用して、100ヘクタールを超えるような大規模経営の農業法人などは、ほんの一部ではありますけど、一部は出てきております。けれども、本県の水田農業全体を見れば、水田の面的な集積はほとんど進んでいない、こんな現実があるんだろうというふうに思います。

ここで、ちょっと資料を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これでございますけれども、まずは、1戸当たりの農地面積の国際比較ということでございます。これは、平成19年度の国の農業白書から抜粋をしたものでありますけれども、日本と諸外国との経営耕地面積の比較ということであります。

一番上の日本、2006年ということは平成18年でありますけれども、日本の経営耕地面積、1戸当たりいたしますと1.8ヘクタールだということでもあります。それで、3段目のEU、ヨーロッパのほうを見ていただきたいと思います。これは2005年ということは平成17年でありますけれども、16.9ヘクタール、日本の約9倍。そして、2番目が米国、アメリカでありますけれども、これも2005年、平成17年でありまして、180.2ヘクタール、ここには99倍と書いてありますけれども100倍ですよね。日本の100倍。そして、一番下が豪州、オーストラリアでありますけれども、2004年、これが平成16年でありますが、耕地面積は3423.8ヘクタール。何と日本の1902倍だということでありまして、これを見ていただくとその差ははっきりするんだろうと。

ここには、国土の地形の問題とか人口密度など、いろいろな要因は関連し

てまいりますけれども、だから、単純に同じ尺度では比較できないかもわかりませんが、これほど1戸当たりの経営面積が違う、日本の場合、もうかる農業からいった場合、ちょっとほど遠いのかなというふうなことが言えるのではないかなと、このように思います。

そして、次の資料をごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）

これは、同一の農家、水田作経営における総所得の推移ということであり、この棒グラフは、稲作を主業とする農家の1995年、平成7年と、2005年、平成17年、10年後の経営面積と所得の変化を比較したものでございます。

まず、左の棒グラフをごらんいただきますと、経営面積が6ヘクタールから8ヘクタール、2ヘクタール増えましたものの、農業所得、この棒グラフの一番下になりますけれども、513万円から393万円と120万円減っている状況がわかっていただけだと思います。

そして、右の棒グラフ、これは、調査対象農家のうちに、積極的に経営規模拡大に取り組んだと思われる農家のデータでありますけれども、ここの10年間で経営面積は8.6ヘクタールから14.4ヘクタールへ、5.8ヘクタール、1.7倍拡大をした結果、農業所得はといたしますと、570万円から912万円、342万円、大幅に増加した。このようなことが見ていただける表でございます。

そして、三つ目の資料をごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）

これは、経営規模を拡大、縮小した理由、複数回答をいただいているものでありますけれども、農家が経営規模拡大に取り組んだ理由を見てみるということでもあります。

左のこれを見ていただくとその理由でありますけれども、一つ目は、農地を引き受けてほしいという他者からの依頼があったこと。これが73.5%。2番目が、拡大しようとする農地が隣接をしていた。それが47.7%。もうほとんどがこの二つでございます。また、縮小していった理由、これを見ていただいたようなこと、皆様方が見ていただければ、ああ、そのようなことかと御理解をいただけるんだというふうに思います。

このことから、経営規模拡大に取り組んだ農家といひましようか、受け手農家が、必ずしも自らが積極的に農地集積に取り組んでいるものではないということが、その実態というのが浮かび上がってきたということを読み取っていただけたのかなと、このように思ひます。

このようなことから、積極的に自らが経営規模拡大を図った農業者は大幅に農業所得が増加しておりますけれども、しかしながら、農業者は自ら積極的にその経営規模拡大には取り組んでいない、このような状況であります。

私は、この実態、この事実、解決しなければならぬ重要なポイントではないかなと、このように思ひます。つまり、いかにして政策的に農地を集積させていって、十分な経営規模の経営体、すなわち本県の水田農業の担い手という方々を育成確保するかということだと思ひます。

そこで、もうかる農業の実現を目指そうとする本県でありますから、これらの問題についてどのように施策を打とうとなされているのか、お伺ひをしたいと思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、もうかる農業の実現に向けまして、担い手の育成確保や農地集積をどう進めていくかについてお答えさせていただきます。

将来にわたって農業の持続性を確保し、競争力のある産業としていくためには、意欲と経営感覚にあふれる認定農業者や集落営農組織を育成し、これらの担い手へ農地集積を促していくことが重要であるというふうと考えております。

このため、農地の効率的な利用が図られるよう、集落営農組織の育成や担い手農業者等への農地集積を推進し、平成22年度末の認定農業者や集落営農組織への集積面積は1万8329ヘクタールとなりまして、この5年間で6000ヘクタールが新たに集積されたところでございます。

こうした中、本年3月に策定しました、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画において、水稻中心の担い手の目指すべき経営規模を、

平たん地域で25ヘクタール、中山間地域で15ヘクタール以上というふうに設定しまして、大規模で経営力の高い担い手を育成していくこととしています。

このため、農地集積による規模拡大に向けては、市町、農協等と連携しまして、集落等が主体的に土地利用調整を行い、担い手に農地、農作業の集積を図ります三重県型集落営農の推進、また、集落等を単位に農地集積と新規就農者の確保を一体的に進めます国の新たな支援制度であります人・農地プランや、農業者戸別所得補償制度の積極的な活用などにより、農地集積を進めていきたいというふうに考えております。

さらに、担い手の経営力強化に向けまして、6次産業化や、農業者、集落営農組織の法人化などの支援に取り組みまして、もうかる農業の実現に取り組んでまいりたいというように思っております。

以上でございます。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 思いは一緒だと思います。そして、政策的なものでそれを展開していただいて、実績というか、結果を残せるように、まさに言われた、県だけではできない部分があるので、そこら辺の取組に一生懸命にやっていたきたいなど、こんな思いがするところであります。

やはり、それに当たっても、政策的にということは明確な戦略がなければできませんよね。それに向かって、皆さんにも理解いただきながら、説明は当然のことながら、理解いただきながら、本当にスクラムを組んで取り組んでいかなければならないことだと思います。今まで大変なことがあってそれができなかったということも大きな反省でもありますから、そこら辺もしていったいただきたいし、しっかりとした担い手、その確保にも努めていただきたい。

そして、もう一つは、そういうような形の中でやはり出口の部分というのが大事であります。みえフードイノベーションという形の中で高付加価値化をし、消費地等でしっかりとこれも売り込んでいただいて、もうかる農業につなげていっていただくことこそが三重県型農業への立て直しになっていく

んだというふうに思いますので、このことを強く要望させていただきたいと
思います。

次に、今まではもうかるということが一つのキーワードでありましたけれども、1点だけ、経済的な尺度だけでははかることのできない農村の課題と
いうことについて考えたいというふうに思います。

三つ目が農村地域の活力向上ということですが、これは、昨年の9
月にもこの場で、農村の古きよき豊かさを取り戻すためにということで、昨
年度が最終年度となっております国の農地・水の事業、このことについて
お伺いをさせていただきました。

幸いにもと申しますように、当局のお力はもちろんのことですけれども、
県選出の国会議員などなど、本当に努力のかがあってと、私はその
ように思っておりますが、本年度以降も第二期対策として継続をされること
となりました。ほっとしているところでもありますけれども、あのときの質問
の中でも申し述べましたけれども、私は、この農地・水、この事業の本質は、
地域の方々が自分たちの地域をよくする活動に自らが取り組むことで、自ら
の地域を愛する心などが熟成されていくとともに、その活動、そのノウハウ
が次なる活動を呼んでくるんだと、このように思います。知事がよく言われ
る協創に当たるんだらう、合致するもの、イコールなものがあるんだらうと
私は思います。

そこで、この農地・水以外にもいろんな部分があらう、美し国づくりもある
のかもわかりませんが、農業の部分について言ったときに、経済的
な尺度だけでははかることのできない地域の取組、これを本当に自立的な活
動として高める観点、高めようとする観点に立って、この第二期は、農地・
水保全管理支払交付金事業と、このようにも一部名前が変わっておりますけ
れども、これに県として今後どのような方向でそれを展開していこうか、ま
た、現時点での取組の状況はどうか、ちょっとこの部分についての答弁
をお願いいたします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、農地・水保全管理支払交付金のこれまでの取組状況と今後の展開についてお答えさせていただきます。

農地・水・環境保全向上対策は、平成19年度から始まりまして、農業用水路、農道などの保全管理や生態系の保全、景観の形成などの活動を様々な主体の参画により取り組むものをごさいます、地域コミュニティーの活性化に大変重要な対策というふうに考えております。

平成23年度までに実施しました第一期の対策では、県内で424集落、約1万5000ヘクタールを超える農地において取り組まれているところでございます。その結果、農業用施設等が適切に保全管理され、農村環境が向上しているということでございます。

第二期対策としまして、農地・水保全管理支払交付金、この制度が創設されてきて、平成27年度までに500集落で取り組まれることを目標としております。平成24年は新たに50の集落に取り組みまして、県内で約480の集落で取り組まれるという状況になります。

しかし、活動に取り組む集落が増える一方で、活動を自立的に継続していく体制が整っていない地域がございます。このため、第二期対策では、地域の高齢者から子どもたちの幅広いつながりや、企業、NPOなどとの連携を深める活動への仕組みづくりを推進してまいります。また、地域内で生産された農産物の販売促進や農産物の付加価値化を高めるような取組、これらについて、新たな経済活動を推進していきたいと思っております。

このような二つの取組方向を柱として、県、市町、農協、水土里ネットなどで構成します地域協議会において連携を図りながら、自立的な活動が継続されるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 今おっしゃられたように継続していくことが大事なんだと思います。

私どもの地元の菰野町の田光というところの田光の資源と環境を守る会と

いうのがあるんですが、田光の資源というのは何やと。資源は子どものことやと。それで、やられることは、花を咲かせたり、また、ため池のブラックバス等々の外来魚の駆除とか、いろいろなことをやられますけれども、最後には、その大人が取組をしているのを、じかに子どもにそれを見せよう、そして、行動の中で一部分はその子どもたちにその役割を担わす、そんな形の中で参加をさせていただくこと、まさにそれこそ地域ではぐくんでいくようなキャリア教育的なものにもなっている、そんな形の中でずっとまだまだ続いていくんだろうし、また、違う観点を持って、視点を持って、また違うところへもチャレンジをされるんだろうなど、このように思うところであります。

やはりそれには、いろいろな実例、事例も紹介していただきながら、この事業、本当に一番重要な事業やと私は思っておりますので、そのような形の中での取組というのか、紹介もさせていただきながら、これをもっとわかって理解していただくように、その輪を広げていっていただきたい、このように思います。

そのことこそが、一つ目に挙げた三重県型農業をどうやって持っていくかという一番根本にもその部分があるのではないかなど、このように思いますので、よろしく取り組んでいただくこと、本当にしっかりと気合いを入れてやっていっていただきたいなど、心から強く要望をさせていただいて、次の質問にまいりたいと思います。

大きく二つ目は、森林づくりに関する税についてでございます。

先ほどは農業のことを中心でしたけれども、農業の先ほどの米づくり、また、水田農業の推進という考え方をお聞きしていったんですけれども、おいしいお米をつくるにはということになると、きれいな水が欠かせないですよというふうなお話になります。そして、きれいな水の源はどこやといったら、健全な森ということになります。森が荒れてしまえば、そうするとおいしいお米などは生まれてくることはないんだと。さらに、森の恵みである水は田畑を潤して行って、川に入って海へ行く。それが今度は美し国三重の豊

かな水産物をはぐくんでくるということになるかというふうに思います。

山のことを考えることは、まず、農業のこと、そして、漁業にとっても重要なことでありまして、まさしく農林水産業は一体であると、このようなことが再認識されるところであります。

そのような意味合いから申し上げれば、今年度、この県の組織改正の中で新しく設置された農林水産部というこの部、まさにそれにあるんだろうと。ぜひとも横断的の一体感を持っていただいて、関係する諸施策の積極的な取組ということを大きく期待するところであります。

さて、森林はこれまで、農山村の人々の営みの中で適切に管理をされてまいりました。その機能がそれで発揮ができてきたわけでありましてけれども、近年は、木材価格の低迷などによります生産性の悪化、また、担い手の高齢化等々で間伐などの手入れが不十分というか、できないような、そんな森林が増えてきている。そのことが、森林機能が低下をし、大きな課題、問題、その危惧されることが起こってきているというふうな状況だというふうに思います。

それは、もう近年の異常気象等によります、全国各地で、これ、起きておりますけれども、山地災害が頻発していること、事に県内でも、昨年の9月の紀伊半島大水害、あれを見てもわかりますように、山崩れとか山腹崩壊、そして、流出したその流木が甚大な被害を及ぼしていること。さらに、その流木というのは大量の海岸漂着物となって養殖業にも大きな被害を与えたということは、もう記憶に新しいところでございます。

こうした中で、県では知事のリーダーシップのもと、災害に強い森林づくりを早急に進めることとして、その財源確保の一つとしてこの税に着目をしていただいて検討が始まったと、このように私は認識をしております。

私も、美しいこの県土、そこから生まれる豊かな農林水産物、これが大好きでありますし、愛する者として、災害に強い森林づくり、県土づくり、これを目的にした税の創設には賛同させていただくところであります。

そこで、県がこの平成24年度の三重県経営方針におきまして農林水産部が

特に力を入れて取り組む項目として、この森林づくり税に関する検討委員会の結果を踏まえて、導入の可否等についての検討を行って結論を出すんだと、そのことを明記がされているところでもあります。

このことは、森林づくりに関する税の創設に向けた知事の強い意思といひましようか、決意があらわれたものだと、このように思うところでもあります。

改めて、この森林づくりに関する税についての知事の考え、思い、決意をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 森林づくりに関する税への私の思いということでございます。

昨年9月の紀伊半島大水害では、先ほど館議員も触れていただきましたけれども、山崩れによる大変な被害状況を目の当たりにしまして、災害に強い森林をつくり上げていくことの必要性を強く感じたところでもあります。

このため、県民の皆さんの安全で安心な暮らしを守るための森林整備を進めていくにはその財源をどうするのかということについてこれ以上先送りにできない状況にあると考えまして、社会全体で森林づくりを支える税の検討を決意したところでもあります。

平成24年5月31日の第4回森林づくりに関する税検討委員会では、防災、減災の観点に加えまして、きれいな水を蓄える機能、地球温暖化の防止、それから、都市にお住まいの皆さんのいやし、あるいは健康増進、こういう点からも森林づくりを早期に進める必要があるとして、税の導入が適当であるとの骨子案を取りまとめていただきました。今回の税検討委員会の御判断で、私としましても社会全体で森林づくりを進めることの重要性を改めて確信したところでもあります。

今後、県民の皆さんや市町、県議会の皆さんなどからの御意見を反映して、検討委員会の最終報告書が作成されますけれども、答申の内容を踏まえ、災害に強い森林づくりを実現するため、なるべく早い時期に税の導入について結論を出したいと考えております。

[31番 館 直人議員登壇]

○31番（館 直人） 知事の並々ならぬといましようか、この創設に向けての決意、思いをお伺いしたところであります。

私自身もこれには賛同の立場やと、このように申し上げましたけれども、一方で、私、北勢のほうに住まいをしております。賛否を別にして、何か、まだまだ議論が県民の皆さんの中で盛り上がっていない、そんなことを実感するんですね。県政報告的なことをやって、こんな税、知っていますかと、ほとんど知っておみえになりません。

北勢地域にも、養老山脈の南端にあります、三谷議員の近くにあります多度山とか、私どもの西を見や、鈴鹿セブンマウンテン、鈴鹿山脈があります。すばらしい山と、そして森と、そしていっぱい自然があるわけでありすけれども、しかしながら、都市部の人々が日々の暮らしの中でこの森林の恵みを感じられる機会は本当に少ないのではないかなと、このような思いがします。

税の使途に関する質問については、さきに竹上議員のほうからもありました。私はそれについては触れることはいたしませんけれども、そうしたことも十分に踏まえながら、この税にかかわる様々な情報の提供であるとか議論とかいうことがもっと広く県内で活発に行われる必要がある、このように思います。

県民不在の議論ではあってはだめですよ。そして、その議論が、この税が県民の皆さん一人ひとりにとって本当に役に立つのだというふうな御評価であったり理解というのがなければならぬ、そのように思うところであります。

そこで、いま一度、今後の県として、また知事として、この森林税について県民の皆さんとの議論をどのようにして深めていこう、展開をしていこう、それを考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） これまで、フェイスブックとか、あるいはスーパーとかコンビニとかに、みんなで支える森林づくりニュースとか、そういうのを置

かせていただいたり、あるいは検討委員会の内容とかをいろいろ御報告させていただいたりしていたんですが、まさに館議員御指摘のとおり、いまだ県民の皆さん全体に、特に森林から遠いところにお住まいの皆さんなどには議論がまだまだ行き届いていない部分がたくさんあると、まさにおっしゃるとおりだと思います。

そういう意味で、これからパブリックコメントを検討委員会でやっていただきまして、それから、あわせてこの6月の後半から、桑名、四日市、津などで県民説明会をやらせていただいたり、あるいはフォーラムも、いつもは10月だけだったんですけども、今回、3月と5月もやりましたし、体験イベントとか、いろんな部分でそういうイベントや説明会などの機会を通じてしっかり議論を十分に尽くしていきたいと思います。

館議員のおっしゃったとおり、やはり、仮に税が導入されたとしても、その税が都市にお住まいの皆さんにとってもちゃんと還元されていると、自分たちにも使われているというふうに実感していただくようなことが大切だと思いますので、しっかり議論が喚起されるような工夫、取組をこれから頑張ってやっていきたいと思います。

[31番 館 直人議員登壇]

○31番（館 直人） 5月31日に第4回の検討会というふうなお話も聞き、その骨子案が取りまとめられて、その使途の方向性とか課税の方式、また、税率に関する事などを示されたと。それで、骨子案で、県内の個人、法人、いろいろな方々に情報提供して、パブリックコメント等、意見を聴取していくんだというふうなことでありました。

実は、午前の中村議員からもありましたけど、答志島の奈佐の浜海岸清掃ということをやられてみえる団体、これは100年間続くんだというふうなお話ですけども、その方々から、森林のこの税、山だけではないですよ、いわゆる漂着物の問題であります。このことについては、岐阜も含め全国の中でも、山だけではない、その部分に、漂着ごみであるとか、そんなことにも使っているよねと、そんないろいろな議論がこれからも出てくるんだとい

うふうに思います。

これも一つ覚えていただく中で、さきのこの場での議論の中で、もう7月に結論を出すんだとか、来年度からもう導入なんだということがあったようにありますけれども、いま一度、ぜひともっと、県民の皆さん、十分なる丁寧な議論を重ねていていただいで、その方向性を見出していただくと、これについても強くお願いをしたいと、このように思うところであります。

最後、三つ目の質問に入らせていただきます。

伊勢湾における汚濁負荷の抑制と再生ということでもあります。これも午前中に中村議員のほうからありましたけれども、ちょっと私は視点を変えてお話をさせていただこうと思います。

過日、四日市市出身で北海道大学名誉教授の松永勝彦先生のほうからこの伊勢湾に関する再生ということでの話をお伺いいたしました。

松永先生自身が、森林が三重県の河川、沿岸海域に果たす役割はどうなんだということでテーマをお持ちの方でしたので、興味深くお伺いをしたんですけども、その講演の内容を申し上げますと、伊勢湾は水温躍層が発達していて、貧酸素、無酸素の海域が本当に拡大している、これは深刻な問題であるということ、そして、食物連鎖も断ち切られていることによって、漁獲量も減っていつているよね、そして、閉鎖系湾、伊勢湾であることから、その汚濁の要因というのは50%、いやいや、60%は生活排水が起因をしているということです。

伊勢湾のこの調査も松永先生が自費でやられたようございまして、もう退官をなされて、まだ調査が残っておるんやけど、これをどうにかしたいと、そんな思いもお持ちでございました。

ならば、何をしなければならぬか。この松永先生は、半世紀前の伊勢湾に再生することが今生きている我々の責務なんだと、このようにおっしゃられて、それには、まず、山の話からです。間伐や、また植林事業を推進して、河川水量を増やして、希釈効果をまず高めよう、それで薄めようということでもあります。そして、もう一つが、生活排水処理を的確、適切に行うことだ

と、このように言われました。

その人口というのは、三重県は186万で、その多くは公共下水と合併処理浄化槽、これは129万ばかりになるわけですがけれども、これで済んでいる。しかし、問題なのは、単独処理浄化槽、これが34万人、また、非水洗、いわゆるくみ取り等々といった部分が23万人、この合計57万人の方々の生活排水処理、これが大きな課題となる。

その57万人の方々の未処理におけるBOD負荷量といいますと、1日当たり約17トンやそうです。年間6200トン。これをすべて合併処理浄化槽に切りかえてやった場合、そのBODは1日当たり約2.3トン、年間でも840トンにぐっと少なくなって、これによって貧酸素水塊の解消につながるんだと、このようにもおっしゃられたようなところであります。

伊勢湾についての所見、知事のほうからもしっかりとやるよというふうなことがありましたけれども、改善はまだまだこういうふうな形の中で必要なんだということでありまして、最終的な、結論的な提案をいただいたのは、今後の生活排水処理施設の整備、大変財政が厳しい中だから、大きく財政を圧迫するような大規模公共下水道ではなくて、迅速かつ廉価に整備ができる合併処理浄化槽、これを早急に普及すべきだろうという御提案もあつたところであります。

この講演を聴講させていただいて、まさに伊勢湾の再生のためには一刻も早く陸側からもその負担を絶たなくてはならない、そんな思いを強くしたところであります。

そこで、本県におけますこの単独処理浄化槽、設置数は約11万基と、このように言われております。その単独、また、くみ取りから合併処理浄化槽への切りかえの際の補助制度はございます。今はその制度は2年間という期限がついているんだと思いますけれども、しかし、この制度というのは基本的に、設置者が切りかえようという意思を示すというか、かえたいんだという申請をしていただいて成り立つ制度でありまして、待ちの姿勢の制度ではないのかなというふうに思います。

この待ちというのみの政策ではなくて、強制的にでも合併処理浄化槽に切りかえるような、そんな手段、施策をとらなければ、いつまでたっても伊勢湾再生にはつながっていかないのではないかなど、このように考えますし、また、河川の水量を確保するための森に手を加えること、間伐、植林等の事業を推進していった保水性を高めていくこと、これも本当に重要なことだと認識をしていただきたいと思います。

そこで、一つ目の質問ですけれども、当局におかれてはこれまで、単独処理浄化槽、約11万基、これは切りかえていくんだと、このように幾度となく明言はされてきておりますけれども、結果的にほとんどそれが前に進んでいないというふうに思います。今後どのような施策で、そして、強制的な手段等々も含めてどのようにお考えかお伺いをいたしたいのが1点。

次に、生活排水処理アクションプログラムの見直しについてであります。

これは今現在、見直し中ということで取り組んでいただいているところでありますけれども、ちょっと事例を申し上げますと、ある市においてはもう既に農業集落排水施設として、事業として整備が終わったところ、その施設をなぜか流域下水道のほうへ接続するというか、切りかえをしようというふうな話があるようであります。

まさに水循環を無視したようなことがなぜ行われるんだろうと、このように私は思うんですけれども、その農集の施設をつくるのに当然、国や県や、その補助金をいただいておりますし、いただいておりますというか、それを活用しての施設整備でありますし、その償還金等々もまだということであれば、老朽化して使えないという状況でもない。ましてや、12あるところの四つばかりを、その施設をそのようにかえたい、その総事業費は約20億になるんだと、このようにもお伺いしましたけれども、ここに来てこの多額な経費をかける必要が本当にあるのでしょうか。さらに、そのことを進めることによって、さらに市の財政を圧迫するだけではないのかな、こんな思いがします。ただ、効果というのは、県からいえば負担金が増える、それだけのことであって、処理人口が減るとかということはない。そんな事例があるように

お聞きしました。

そして、もう一つは、ある町においては、もう既に合併処理浄化槽が設置されているのが全体の70%あるのに、そんな地域を、また、集落がだ一つと本当に点在していて公共下水道では事業効果が見込めないような、そんな地域までをも今回の見直しで流域に編入しようということがあるようにも聞くわけであります。

そこで、この生活排水処理施設の整備というのは、このアクションプログラム、(現物を示す)ここにまとめられておって、これを今、見直ししていただいているところであります。この方向についても、県も、また市町の財政状況も、今後とも本当に厳しく続いていくことはもうだれが見てもよくわかるところであります。県のほうでそれを行司役をしていただくということであっても、幾ら事業主体が市町であっても、この考え方、先ほど申し上げた事例、また、全体の社会情勢を考えていっても、今回本当に真剣に考えなければならない問題なんだろうと、このように思います。

そこで、この2点について、平成22年、私もこの生活排水対策推進本部を設置してくださいと、設置していただきました。今、そこの本部長をお務めいただいております石垣副知事のほうから御答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔石垣英一副知事登壇〕

○副知事(石垣英一) 生活排水について2点質問をいただきました。

まず、1点目が、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を強力に進めたらどうだという話でありますけれども、議員御指摘のとおり、今、三重県内においては、単独処理浄化槽、要するにし尿処理だけ、生活雑排水は扱わないという処理が約11万基あります。

これを、生活排水対策ということで、今、財政状況が大変厳しい中でありますけれども、効率的、効果的に単独処理浄化槽やくみ取りからの転換促進を図るということで、今、県費補助制度の見直しについて、平成20年度から市町とも協議をしながら検討を進めてきました。

こうした中で、昨年度の事業仕分けにおきましてもこの合併処理浄化槽にかかわる県費補助制度の仕組みの見直しが必要と指摘されたということも踏まえて、一つには、本年度、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が拡大するように、単独処理浄化槽の撤去費、配管費用に対する県費補助制度を新たに創設いたしました。もう一つは、2点、設置時の個人負担が少ない、市町による計画的な整備が見込まれる市町村設置型の浄化槽整備事業を推進するために、新たに同事業の導入調査に係る県費補助制度を創設いたしました。

今後は、これらの補助制度等を活用することによりまして、単独処理浄化槽やくみ取りからの合併処理浄化槽への転換を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目ではありますが、今、生活排水処理アクションプログラムの見直しについて、市町で十分協議をしているかという話でありますけれども、議員御指摘で言われました生活排水対策の主な手法としては、下水道、農業集落、漁業集落、合併処理浄化槽等がありますけれども、生活排水対策の推進について、効率的、効果的な事業の推進を図ることが今後重要だと思っております。県では三重県生活排水対策推進本部を設置して、生活排水処理アクションプログラムに基づいて、市町と一体となって生活排水対策に取り組んできたところであります。

現行のアクションプログラムは平成18年3月に改定が行われておりまして、今現在、平成20年度から見直し作業を進めております。その視点は、一つは経済性を確認した上で最適な整備手法を選択するという、二つ目は、財政状況や浄化槽の整備状況を踏まえ、総合的に判断する、この視点に基づいて、議員の御指摘にもありましたけれども、見直しについては市町が現行計画の検証を行っていただき、整備手法、整備区域、整備年度等、再検討していただいております。この検証・検討作業に当たっては、県庁関係各部が連携をいたしまして、市町と協議を行いながら実施しております。現在、計画の最終的な取りまとめを行っているところであります。

今後とも、生活排水処理施設の未整備人口の解消に向けて、見直したアクションプログラムに基づきまして、関係各部が一体となって、市町とも緊密に連携をしながら生活排水処理施設の効率的な整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 単独処理浄化槽、くみ取りも含めて57万戸の話ですけれども、よくわかるんですね。制度をいろいろ見直しながら、そうやってやっていこう、また、それも、その対象とすることも含めながらの制度の創設ということはわかるんですけれども、やはり先ほど申し上げたように、つくりましたよね、だからやってくださいというだけでは、やはりこれが解決していかない大きな要因になってくるんだというふうに思います。強制的というふうな言い方は言いましたけれども、それぐらいの形の中でその情報を発信する、そして、そのことは、あなたがしていることはと言ったらおかしいけれども、それはどんな影響があるのかということも考えていただくような、そんな手法をとらないと、いいことがあるからそれを使おうと、使える人はいいかもわかりませんが、そんな形の中のいろいろな形の取組というのは、もう一つ、もう一步踏み込んでいていただきたいなど、このように思います。

そんなことと、形の中で、11万基、例えば、次質問させていただくときにはもう1けたになるとか、そんな効果、実績、結果を求められてくるのが、もうそういうふうな段階であろうというふうに思いますので、このことについても担当部は、もうこれは、下水、集排、そして合併処理浄化槽ということで、県土整備部、農林水産部、そして環境生活部と、こういうふうなところがスクラムを組んでやっていただくわけです。そのトップが副知事でありますので、副知事の顔に泥を塗らんように、各部、一生懸命にやっていていただきたいなど、こう思います。

そして、アクションプログラムの見直し、これはもういつも申しますけれ

ども、それは、事業主体は市町です。それで、いろいろな形のものを持ってきて検証していただいてというのはわかります。やけど、だれが見てもこれはどうだというふうなことを率直に話し合えるような、そんな間柄でなければ、県がこの仕事をやっていただくことに、本当にいいのかな、必要性をそこに求めるところでありますし、いつも言いますように、下水道の普及が100%いったとしたらもう下水の仕事が終わりかというんじゃないですよ。終わったら、今度はその維持管理に行くわけです。今まで、東京でもそうです。毎年どんどんどんどんつくってきた。やけど、今度はその部分を維持管理で、それ以上に、今、予算を使ってやっていっていると。まさにこれはもう永久の事業になるわけでありますから、そんな形の中で、今のこの厳しい社会情勢というか、財政情勢といいたいでしょうか、そういうふうな中でも、その考え方、改めていただくというか、お願いしたいことと、また、汚水というのは受益者負担であります。そこへ特別会計をつくってやっていく。そこへ一般会計からまた繰り入れが入る。税の公平からいったときのことも考えていただく。そんな形の中でこの事業を推進していただきたいと、心から強くお願いを申し上げて、私の質問を終結したいと思います。今日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 37番 中森博文議員。

〔37番 中森博文議員登壇・拍手〕

○37番（中森博文） 皆さん、こんにちは。自民みらい会派、赤目四十八滝で、また、江戸川乱歩や美旗古墳群の文化の薫る名張市選出の中森博文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通算、これで12回目になるんですけれども、よろしく願いいたします。

さて、鈴木知事におかれましては、改めまして、お子様の御誕生、まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げますとともに、健やかな成長をお祈り申し上げます。昨日、御退院されたということで、改めて、また、いよいよ命名をしていただくと。たつ年にふさわしい名前をつけていただければとお願いを申し上げたいところでございます。

今回の質問、非常にボリュームが多くなりまして、通告どおり大変な量となっておりますが、提案型とチェック型と提案型ということで起承転結にまとめたいたなど、このように思っております。御協力のほど、よろしく願いを申し上げたいと思います。

まず最初に、台湾との友好交流の観点から、来年の日台観光サミットの三重県の開催について御質問させていただきます。

さきの2月29日でしたか、我が会派の中嶋年規議員が開催についての一定の質疑をさせていただき、その経緯については重複を省略させていただきたいと思います。

また、日台友好三重県議会議員連盟という形で8年前からいろんな取組をさせていただいている中で、非常に大きな観光サミットが位置づけとして取組を強化させていただいているところで、先日も青木会長のもと、議連として台湾のほうに訪問させていただきながら、いろんな関係者にもお話をさせていただき、その機運の醸成に努めてまいったところでございます。

そこで、日台観光サミットがことし花蓮県で開催されまして、来年の開催を発表されるということを伺っております。三重県といたしまして、来年の予定、三重県開催の誘致についてのその後の進捗、お取組について、改めてお伺いさせていただきたいなど、これが1点でございます。

そのときに、たまたま亜東関係協会さんとの意見交換会の場がございまして、その前に、あの有名な故宮博物館、台北の故宮博物館にも行かせていただく機会がございまして、1日1万人を超える来訪があるということもありまして、非常に価値の高いですか、大きな博物館でございました。

その話を、亜東関係協会さんとお話しさせていただいたときに、たまたま日本での、アジアで初めての、海外で故宮博物院の特別展をするんだと、こんな話を聞かせていただき、再来年ですけれども、我が新県立博物館の竣工と同じ時期だなど、このように感じまして、三重県も新しい博物館ができますよと、こんな話をさせていただいたところ、非常に好感を持たれたということでございまして、その後、東京国立博物館は決定しているんですけれど

も、地方でもという話がありましたので、どうかなという、三重県でもという期待を込めて思っておりましたところ、5月23日に九州国立博物館で開催が決定されたというのを聞きまして、改めてその事実がそのとおりだったなということを感じているところでございます。

東京と九州はやっていただいて、また、この中部地域でもできたらいいのになと、こんな希望を持ちながら、なかなかハードルが高いということも承知しておりますけれども、アクションを起こしてちょっと何とか努力していただいたらどうかなと、こんな気もしますし、知事御自身が、トップセールスですか、そういうこともしていただくのがより効果が上がるのではないかなと、こんな気もしますので、あわせてその取組をお聞きしたいなと思っております。

御案内させていただきますけど、北京の故宮博物館と違いまして、台北の故宮博物館はもともと北京にあったものを八十数万二千点をこちらへ移動したということとなっております、世界の三大博物館の一つとなっております。アジア初の平成26年夏に開催されます東京国立博物館、九州国立博物館での開催が決まった中で、我が三重県新県立博物館での台北故宮博物館特別展の開催を誘致してはどうかと、改めて知事の答弁をお願い申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきました。まずは、日台観光サミット誘致に向けた取組の現状、それから、台北の故宮博物院特別展の開催誘致について、2点いただきました。

まず、1点目でございますけれども、日台観光サミットですが、7月6日、今回、台湾の花蓮県で開催されまして、来年の開催地が正式に決定される運びとなっております。

県としましては、来年のサミットの誘致につきまして、主催者であります社団法人日本観光振興協会あるいは三重県出身である同協会の西田会長に働きかけを積極的に行ってまいりました。日台議連の皆様を中心に、議員の皆様にも御支援を賜っているところであります。

何でそういう日台観光サミットの誘致に取り組むんだという話でありますけれども、三重県への台湾からの観光客の延べ宿泊数は、平成19年、約2万5000人と1位でありましたけれども、平成23年には1万1000人と半分以下となりまして、中国、韓国に次いで第3位まで後退してしまいました。

しかしながら、台湾は非常に親日的でリピーターも多く、また、ゴールデンルート以外の地方への旅行者も多いことから本県へのさらなる誘客が期待できると考えておりまして、今後、観光客の減少を回復すべく取組を進めていく必要があります。一方、台湾は中国をはじめとする東アジアの市場と密接に結びついているため、戦略的に重要な地域の一つと位置づけております。

これらのことから、私たちが台湾を訪問し、観光、産業、県産品の販路拡大などとあわせて総合的に三重県を売り込むとともに、台湾とのつながりを強め、来年の日台観光サミットをぜひとも誘致してまいりたいと考えております。

続きまして、故宫博物院特別展の関係でありますけれども、御案内にありましたとおり、平成26年春に新県立博物館が開館する予定であります。この開館初年度の展示や事業というのはその後の新県立博物館の展示や活動に期待を持っていただくきっかけとなることから大変重要であるという認識で、我々も今、取組を進めているところであります。

議員から御紹介のありました台北の故宫博物院は約70万点の中国歴代王朝の美術品が収蔵されておりまして、フランスのルーブル、アメリカのメトロポリタン、イギリスの大英博物館などとあわせて世界五大博物館の一つと言われております。そういう中、平成26年に東京と九州の国立博物館で開催するというので、日台の関係者で合意されているというふう聞いております。

三重県としましては、この展覧会を新県立博物館の開館年に誘致することができれば、観光や文化を通じた日台交流の推進につながるとともに、中部や関西の方々にとっても観覧する貴重な機会となり、県内外から多くの方に新県立博物館へお越しいただける大変魅力的なものになると考えております。

しかしながら、台北故宮博物院は、世界的に著名な博物館であることに加え、東京と九州での開催という一定の枠組みのもとで準備が進められていることなどを勘案すると、ハードルは非常に高いと思いますけれども、新県立博物館での開催可能性について、私自身のアクションも含めまして可能性を探っていくということを考えております。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） ありがとうございます。意気込みを感じながら、この7月の花蓮でのいろんな交渉を期待させていただきたいなど、このように思うところでございます。

それで、次に、三重県教育ビジョン、特色ある学校づくりについて御質問させていただきます。三重県教育ビジョンの基本施策に「特色ある学校づくり」で示されました高等学校における教育ニーズの多様化についてお伺いさせていただきます。

教育ビジョンでは、平成22年度三重県の高等学校進学率が98.4%に達し、授業料も実質無料化されるなど、義務教育に近い側面を帯びつつあり、求められている教育内容も様々でありまして、ニーズの多様化が進んでいると述べられております。

大阪府や大阪市立高校では、知的障がいを持たれている生徒を対象とする自立支援コースが設置されております。また、発達障がいを持たれております生徒が県立学校で、また県立高等学校で学びたいという声をお聞きしております。いわゆる特別支援学校高等部ではなしに、県立高等学校で学びたいと。いわゆるインクルーシブ教育の推進が求められていると考えます。

そこで、三重県において、特色ある学校づくりの観点から、障がいを持たれている生徒が県立高等学校で学ぶことについて御所見をお伺いします。

また、教育ビジョンでは、今後の高校教育のあり方を構想するに当たっては、生徒の能力、適性、興味、関心、進路希望等に応じた多様なニーズにこたえる教育を実現するという視点が重要とされ、様々なニーズにこたえる多様な高等学校が魅力ある学校づくりを進めると示されております。

そこで、高等教育の特色化、魅力化の取組はどこが責任を持って取り組まれるのか、御所見をお伺いさせていただきたいと存じます。

私は、去る平成22年、ちょうど2年前ですけれども、第1回定例会6月会議の一般質問におきまして、中高一貫教育のさらなる推進について質問させていただきました。

設置のタイプで、完全な一貫教育を行う中等教育学校、同じ設置者が中高を接続して教育を行う併設型、連携型の3タイプを紹介させていただきながら、三重県では連携型3校での取組、成果、課題についてお伺いさせていただいたところでございます。

今回の新しい教育ビジョンでは、中高一貫教育について、ほぼ全員が高校進学する現在、公立と私立、普通科と職業高校という二者択一選択から、多様な進路選択が可能になる、また、6年の期間を活用し、高等学校の特色化を切り開ける、地域に対する深い愛情、関心をはぐくむことができると示されております。

そこで、中学校、高等学校の6年間を一貫した中等教育を行うことにより、子どもたちの個性や能力を効果的に伸ばせる併設型中高一貫校や中等教育学校の設置について御所見をお伺いします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 特色ある学校づくりについて3点お尋ねでございませう。順次お答え申し上げたいと思ひます。

まず、発達障がいの子どもさんたちが県立学校で学ぶことについてということでございますけれども、現在、県立学校におきましては、生徒の能力、適性、興味、関心、希望進路等に依じて、多様なニーズにこたえる教育の実現を目指して取組を進めておるところでございます。

現在、高等学校のほうでは発達障がいなどの特別な支援を必要とする生徒も現に増加をしている状況でございます。こういう特別支援教育の充実というのは高校においても大変喫緊な課題というふうに認識をいたしております。

こうした状況の中で、各学校のほうでは特別支援教育に係ります校内委員会を設置いたしまして、特別支援教育のコーディネーターが中心となりまして個別の教育支援計画を策定するなど、支援体制の構築を図っているところでございます。また、各学校におけます生徒への対応に係る支援ですとか職員への研修などを実施いたしますために、発達障がい支援員を3校に配置もいたしております。

こうした取組によりまして、高等学校でもしっかり学んでいただける、そういう体制をしっかり整備していきたいなというふうに思っております。

今後は、こういうインクルーシブ教育を推進していく観点からも、学校現場におけます体制のさらなる整備を図りますとともに、生徒の障がいの特性、教育的ニーズを把握した指導体制、指導内容の充実に努めていきたいというふうに考えております。

それから、高等学校の特色化、魅力化についての責任はどちらが果たすのかという点でございますけれども、県全体を見据えました高等学校のあり方に係る将来的なビジョンの策定でございますとか、そういう点につきましては県の教育委員会が主体となりまして、全県的な教育課題への対応ですとか、地域のニーズ、各学校の特色等を十分踏まえた形で進めてきておるところでございます。

一方、それぞれの高等学校におきましては、校長を中心といたしまして校内に活性化委員会などを設置いたしまして、地域の教育課題、それと、生徒の状況に即した教育内容や環境の整備、改善に取り組んできているところでございます。県の教育委員会といたしましては、このような各学校におけます取組を支援いたしておるところでございます。

高等学校の特色化、魅力化につきましては、今後も地域の意見も十分聞きながら、学校と県の教育委員会が車の両輪という形で進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の中高一貫教育についてでございます。

中高一貫教育につきましては、6年間にわたる計画的、継続的な教育指導

により、子どもたちの個性や能力を効果的に伸ばすことができるなど、多くの意義があるというふうに考えております。

本県におきましては、連携型中高一貫教育を平成11年度から、飯南地域、白山美杉地域、南伊勢地域、紀伊長島地域の4地域で実施しております。現在も紀伊長島地域を除きます3地域で実施をしておるところでございます。

連携型中高一貫教育におきましては、飯南地域の系統的なキャリア教育の実践が全国的に先駆けた先進的な取組として評価されるなど、一定の成果がある一方で、中学校と高校の学習内容の連携に係る部分が限定的であるなど、課題も残されているというふうに考えております。

中高一貫教育の持つ優位性を発揮いたしまして効果的に実施する仕組みといたしましては、併設型中高一貫教育や中等教育学校の仕組みがより有効だというふうに考えておりますので、その設置も視野に入れて検討を進めていきたいというふうに考えております。その際には、それぞれの理念や課題を明確にしつつ、県内各地域の状況等も踏まえ、幅広い県民の皆様や教育関係者等の意見も十分に聞きながら検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） 御答弁、ありがとうございました。

インクルーシブ教育を進めていただきながら、また、特色化、魅力化を県が責任を持って、中高一貫教育も視野に入れながら進めていただくと、このような御回答をいただいたところございまして、そろそろ本題に入りたいと思います。

次に、伊賀地域高等学校再編活性化協議会のまとめについて質問させていただきます。

教育ビジョンでは、高等学校の適正規模、適正配置にかかわる県立高校再編活性化基本計画が平成23年度末で終了することから、今後の本県における高等学校のあり方について、新たに早い時期から地域の協議会で広く県民の

意見を聞きながら平成24年度以降の県立高等学校再編活性化計画の策定を進めると明記されております。早い時期から地域の協議会で広く県民の意見を聞くということとされております。

この場で、地域協議会の一つであります平成22、23年に開催されました伊賀地域高等学校再編活性化協議会のまとめについて御質問させていただきます。なお、申し添えますけれども、残念ながらこの協議会は非公開でございまして、我々伊賀地域選出の議員には十分説明がなされていなかったということをお申し添えたいと存じますが、内容を御紹介させていただきますと、協議会のまとめによりますと、伊賀地域の中学校の卒業生数が平成23年3月は1673人、平成27年3月には1443人程度となり、230人減少する見込みとされ、学級数も平成27年度には27から28学級を予想しています。このままでは4学級以下の小規模となる学校もできるとしております。

さて、どの学校でしようかというのが、(パネルを示す) パネルを用意させていただきました。上段は卒業生数ということで、平成21年3月から現在を入れまして31年3月まで、推測も入れた、県教育委員会が示された表でございまして、対前年比を記載させていただきますながら、平成23年3月比というのがございます。これが、今回私が申し上げた、平成23年3月をゼロとしたら、平成27年3月にはマイナス230と、こういう数字が記載されておまして、これが子どもの数です。下のほうには伊賀地域の高等学校、普通科、総合、専門ということで6校を記載させていただきながら、現在のクラス数、三角とかいてあるのが減ったところですね。上野高校が8から7に23年度から変わりました。名張西高校も7から6へと23年度に変わりました。24年度には名張桔梗丘高校が1クラス減りました。ということは、この推計でいきますと、比較は23年3月からですので、名張桔梗丘高校が一つ減っています。そこから計算しますと、27年度にはどうなるかというこの推計でございまして、説明すると非常に長くなるんですけども、要は230人中すべて普通高校で減らすのかということでございまして、230人中よそへも行かれる子もおりますし、200人程度が推測されます。本年24年度に先ほど申しまし

た名張桔梗丘高校で1学級減らしましたので、32学級から4学級減の28になると、大体このような推計が正しいのではないかなと思います。

この200人をすべて普通科で対応する教育委員会の考えはちょっといかがなものかと申し上げたいところでございまして、名張西高校と名張桔梗丘高校ですべてそこへ吸収するとさすがに3から4となるかもわかりませんが、それは大変な勘違いではないかなと思います。

もう既に、上野高校を減らして、名張西高校を減らして、名張桔梗丘高校を減らしたと。3校減らしてきたんです。とうとう今年は総合学科高校で定数割れが生じた。今後どうするか。進路志向により偏ることなく、普通科で2学級、総合専門高校で1学級、総合学科高校で1学級減となる、この程度が一般的ではないかと、これは私の考えですけれども。よって、伊賀白鳳高校が1学級減で7から6、あけぼのを2学級のままとして、名張高校が1学級減で5から4。これが私の推計で、この三角、三角、三角ということです。

ただ、平成28年にまた100人ほど増えますので、減ったところをまた増やさなアカンということですが、こんな様子になるわけでございます。

これ、三角、丸だけを見ていると、どこが統合したらいいかというのはさっぱりわかりません。それで、もう一度このグラフを整理しました。（パネルを示す）これが、いわゆる普通科だけを見たんです。これ、一番上が全国平均の、大体70%ぐらい、69が全国平均の普通科の率ですね、普通科率。全学級数分の普通科の高等学校の学級数。伊賀地域でも若干、名張西高校にはいわゆる情報科があったり、名張高校のところでも進学をされている1クラスがあるということはあるんですけど、それは相殺してすべてその率でこの表にまとめたところ、三重県の平均が何と62%で、全国よりはるかに低いところで推移しながら並行しています。伊賀地域は60あったんです。ところが、58に減り、56に減ってきたということで、このままいくと、この丸印が県教委の推計です。何と50%まで落としているということでなければ名張西高校と名張桔梗丘高校を統合するということとならないということとなっていま

して、50%まで落とすということと推計されていることになってしまうんです。

私が提案したのはこの星印です。星印はまあまあ何とか60に近いところへ推計したのが星印でございまして、これを御参考にしていただければおのずと答えはわかっていただけのものと思います。

要は、普通科の名張桔梗丘高校と名張西高校の再編を急ぐのは、平成31年以降のほうが正しいのではないかなと、このように結論が言いたいわけでございますけれども、いずれにしてもそういう問題があるということです。

それから、もう一つは、4学級以下の小規模となる学校は活力の低下ということをおっしゃってまして、（パネルを示す）これも説明会で説明されたんですけれども、平成27年度に統合しなければ学校が3から4の小規模となり、活力の低下、生徒数、教員が減少、設置科目数減少、部活動減少を放置することになる、そうしてはならない、こういうことでございます。

なぜ4学級で活性化する方策を考えないのかなと、それ以下であれば、平成31年以降はまた統合についてしっかりとその状況を踏まえて決めていただくのではないかなと、このようにも思うところでございます。御所見をお伺いします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 伊賀地域の再編について、2点かなというふうに思いますけれども、普通科の名張桔梗丘高校と名張西高校の再編をどうして急ぐのかという部分とか、それから、平成28年度には生徒が増加するから、統合、再編は平成31年度以降でいいのではないかというのが1点目、もう一つは、4学級規模で活性化する方策を考えるべきではないかというお尋ねかというふうに思います。

御承知のように、現在、伊賀地域には6校の県立の高等学校がございまして、平成27年度に向けて中学生が大きく減少するということが今のところ予測をされております。

こうした中で、こういう予測がございましたので平成22年度に、地域の有

識者、教育関係者から成ります伊賀地域高等学校再編活性化推進協議会を設置いたしまして、2年間にわたり協議を進めてまいりまして、平成24年3月にその協議会のほうから県の教育委員会に対し、名張桔梗丘高校と名張西高校を平成27年度を目途に統合し、活力ある学校づくりを行うという形での協議のまとめが提出をされたところでございます。

伊賀地域の各学校の学級数の予測につきましては、中学校卒業生数の推移だけではなく、入学者選抜の志願の状況、それと、それぞれ学科の構成がございまして、そうした様々な要因を考慮する必要があるというふうに考えております。また、伊賀地域の各高校が地域で果たす役割や、伊賀北部、伊賀南部の学級数の割合等を踏まえて考えてまいりますと、名張桔梗丘高校、名張西高校について、平成27年度に1学年4学級以下になる、そういう可能性が高いというふうに私どもは予測をしたところでございます。

御指摘のように、平成28年度は伊賀地域の中学校卒業生が一たん増加には転じますが、その増加は限定的なものでございまして、平成29年度以降は再び減少に転じ、その後、平成32年度ごろを見通しましても平成26年度以前の水準に戻ることはないというふうに考えております。こうしたことから、統合を平成31年度以降に先延ばしするよりは、学校の活力が低下する前に新たな対応をすることが必要というふうに考えた次第でございます。

高等学校には、生徒に学力と社会への参画力、自立する力やともに生きる力をはぐくむことが求められております。そのためには、生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学習活動や学校行事、部活動等を行えるよう、一定の学校規模が必要というふうに考えております。

学校が1学年4学級以下になりますと、例えば教員の人数が減ってまいります。そうしたことから、大学受験に必要な選択科目の開設ができなかったり、学校活動や部活動の縮小等、学校の活力が失われることが想定されるところでございます。さらに、私どもが認識をいたしておりますのは、名張地区の高等学校進学に係る課題といたしまして、多くの子どもたちが域外の学校に進学している状況がございまして、地元の学校で教育が受けられるように

すること、また、多様なニーズに対応できるような教育環境を整えることが必要だというふうに考えております。

こうした課題を、地域の生徒数の動向等を考慮する中で、学習内容や進路状況等に共通点の多い名張桔梗丘高校と名張西高校については、4クラス規模の2校のままでは中学生の進路選択の拡大には結びつかないというふうに判断をしたところでございます。

こうした考えのもとで、両校を統合することによって7から8クラス規模の学校とし、これまでの両校の特色ある教育内容は引き継ぐとともに、より充実させること、また、大学受験に必要な選択科目を十分に開設することや部活動の活性化を進めることで地域の教育課題への対応もできるというふうに考えているところでございます。

こうした考えのもとで整理をさせていただいております。

[37番 中森博文議員登壇]

○37番（中森博文） この教育長のお話はたびたびよく似たお話を聞かせていただきながら、どうも私の質問させていただいたことに触れようとしません。この普通科率、もう一度言いますよ、普通科率、（パネルを示す）これは50%まで落とすということですよ。教育長さんがおっしゃるのは、平成27年度に7学級から8学級の統合をすると今おっしゃったのは、これ、50%にするということを明言したのと一緒なんです。50%にするということ、これです。そういうことをおっしゃるということは、50%にするということを明言したのも一緒なんです。いかがですか。

○教育長（真伏秀樹） 伊賀地域の再編につきましては、先ほどは平成22年度ぐらいからの話しかいたしませんでしたけれども、既に平成10年ぐらいからいろんな改革をずっと進めてきております。

特に、平成10年にはあけぼの学園高等学校を開設いたしましたけれども、その際には、以前普通科がありました伊賀高校を総合学科の2学級に改編するという形で進めたところでございます。また、平成14年には名張高校を総合学科に変えておりますけれども、その際にも、普通科3学級、商業系2学

級、家庭系が1学級あったやつを、6学級規模の総合学科に改編するという形でいろんな改革を進めてきておまして、おっしゃったように、県が伊賀の地域の普通科高校を特別にねらい撃ちするような形で削減してきているとか、そういうことは、決してやってきたわけではございません。

それと、以前からいろんな形で活性化を進める中で、先ほど申し上げたように、普通科の二つの学校が進路状況とかいろんなことで大変似ておりますので、そのままでは活性化をすることが難しいという判断のもとで一つにする中でより活性化を図ろうということでございますので、決して、普通科を減らすことを目的に二つの高校をターゲットにしているとか、そういう意味合いでは絶対ございませんので、その点は御理解いただきたいと思えます。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） 全然私の質問に答えていただけていないのをちょっと申し添えていただきながら、また、だれか関連していただきたいと思えます。

このことばかりに時間をとるのはどうも無駄でございます。

さらに続けたいと思えますが、この説明会で近大高専のお話をされているんです。

近大高専、このたびは、高校野球の東海大会、近大高専、準優勝、おめでとうございまして、明るい話題で、名張をはじめ、三重県に元気を与えていただきました。ありがとうございます。

さて、協議会のまとめによりますと、近大工専が名張市に移転し、伊賀地域から48人が入学したことによって、伊賀地域の公立高校の再編を加速しているように受けとめられるようにわざわざ表記されていると。私学の役割や高専の特色性は公立高校の役割とはまた別と、あえて述べるなら、普通科学校よりも専門高校である伊賀白鳳高校に多少の影響はあるのではないかなと、これはいたし方ないところがございまして、上野工業高校がなくなっておりますので近大高専に進学した方も存在するというのが一般的ではないかなと。名張桔梗丘高校や名張西高校に影響させるような、こういうような進め方というのはいかがなものかなと。事を荒立てているだけのことでありまして、

近代高専はこのチャンスに理数科の特進科をつくるということも考えているようでございますよ、このままいきますと。

さらに、協議会のまとめによりますと、名張地域3校は特色、魅力が伝わっていないと、これまたこんな発言がされておりまして、非常に憤慨しておりまして、私も2校のPTAの会長も務めさせていただきながら、関係者のことを聞くとお怒りでございます。

このパネルをごらんください。（パネルを示す）

これは、活性化推進協議会でまとめた中に、上段はいいんですけど、名張3校の活性化の欄を見てください。生徒、保護者に特色、魅力が十分に伝わっていないと、明らかに堂々と明言されているわけでございます。これは、地域の声も非常に憤慨しているのではないかなど。なぜならということを少し申し上げますと、以前、平成17年度の活性化推進拡大会議で名張地区の3校について、名張地域からの流出を食いとめ、学校の特色化を図るため、普通科高校に特進コースの設置や中高一貫教育の新設をすべきと示されまして、名張地域では大きな期待を持っておりました。しかし、県教育委員会は名張地域の希望を無視した上、何と平成21年度に上野高校に理数科を設置されました。

それでも、名張3校はPTAや地域とともに活性化に努力されてきてまして、事実、平成22年3月には協議会名張分科会は名張地区の高等学校の活性化に向けてという指針まで設けて、三重県型学校経営品質を導入して、改善活動に取り組んで一生懸命頑張っておられます。

現在、名張地区の普通科2校は定数を確保されております。総合学科の名張高校は定数を割った上に、選抜試験で不合格を出していると。このことは非常に地域の不信感にもつながっておりまして、不満が増大しております。

名張地域3校の特色、魅力がないとするなら一体だれの責任なのかと、改めてお聞きしたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） まず、近代高専の関係についてお答えをいたしたいと

思います。

近大高専の移転が影響があるかということでございますけれども、伊賀地域の中学校から近代高専のほうへの進学者数でございますけれども、近代高専のほう为名張市に移転する前年の平成22年4月には8人でございますけれども、移転した平成23年4月には48人ということでございます。今春につきましても伊賀地域の中学校から同数の48人の方が近大高専に進学をされております。

このことから、近大高専が伊賀地域全体として中学生の進学先の一つになったということは考えておるところでございますけれども、現在の中学生の県立高校への志願状況から見まして、現時点では、近大高専の移転の影響が伊賀白鳳高校を含む特定の学校に顕著にあらわれているというふうには考えておりません。

それと、2点目の名張3校の特色化、魅力化についてでございますけれども、名張地域についてはそれぞれ、高校の特色化、魅力化をいろいろ図ろうということで、特に名張高校につきましては、総合学科としての特色を生かした教育活動の充実という形で、いろんな活動をやってきたところでございます。

また、名張桔梗丘高校につきましても、単位制の仕組みの中で、特進クラス的な学級編成、それから、選択制の7時限授業など、学力の定着、向上に向けた形での授業方法、教材開発なんかにも取り組んできたところでございます。

さらに、名張西高校につきましても、大学進学者への対応といたしまして、早朝ですとか放課後、夏期、冬期のセミナーの実施等、それと、また、英語の運用能力向上に向けた指導方法の研究という形でやってきたところでございます。

各高等学校ともそれぞれ、特色化、魅力化に向かってのいろんな形での取組を一生懸命やってきていただいたというふうに考えております。

ただ、教育委員会の中では、こうした努力にもかかわらず、今の志願状況

等を見たところでは、十分その成果がPTAの方ですとか中学校卒業者の方に伝わっていないというところから、そのような形の評価をしたわけでございますけれども、引き続き、現場の教員等を含めまして、各高校の特色化、魅力化につきましては県教育委員会もしっかり支援をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） なかなか歯車が合わないみたいなどころもありますけれども、恐らく当時から名張桔梗丘高校と名張西高校を統合の視野に入れながら、名張3校の特色化については地域にゆだねて推移を見守っていたなど、その程度のことかなというふうに思います。まさに、責任を持って特色化するという県教委の責任を転嫁していると、このようにもう考えざるを得ないというふうに思います。

さらに、名張高校、定数割れをしているにもかかわらず不合格者を出していると。もう一個例を言いますと、お子さんがなかなか中学校のときに十分家から出にくい状態があって、中学校にですよ、行かれなかった子が、何とか高校受験、母親も頑張っ一緒にとということで名張高校の定時制高校を親子で受験したんですね。何と、お母さんが通ってお子さんが不合格だったんですね。これが現実なんですよ。そういうことをしっかりと現場を見て対応しないとだめなんですよ。地域のニーズにこたえられないんです。

伊賀地域の高校活性化おけることにつきましては、さらに続けたいと思いますが、夢のある教育ビジョンを立てていただきながら、地域の方が理解した上で統合をやはり進めていくと。

私はそもそも統合を反対しているわけじゃないんです。恐らく平成31年ぐらいに統合するのは妥当かなというふうには個人的には思っていますけれども、その前に夢のある教育ビジョンを出していただいて、こんな姿、こんな子どもたちが行けると示していただいた上で、やはり、じゃ、これはみんなで統合を早くしようやないかと、こういうこととなったほうが、より教育委

員会もいいのではないかなと、こんなふうに思うんです。今回の進め方が非常に問題かなというふうに思わざるを得ないんです。

一つが、ビジョンの中の一つを紹介しますが、伊賀地域の高等学校の今後のあり方について、協議会のまとめに、平成28年度に生徒が増加することを考えると統合は慎重にすべきである、また、普通科として1校に統合したとしても、もう一校を地域の学習ニーズに合った違った形の高校にすることも考えられると、こういうことも表明されているわけです。この辺は余り協議会では強調されないんですね、陰に隠してしまって。もっともっと教育ビジョンを示していただきたい。いろんな意見が出てきまして、再編地域の自治会の方をその協議会に入れるとか、やっぱり地域の声もしっかりと入れていただかなくてはいけないなど、このように思うところでございます。

これは、このまとめの伝達の周知の場として、きちっとあの人はしたよと、聞いておいてねと。何とか、5会場、6会場ですか、クリアしたらもうそれでやれやれと思っていたら困るんです。今日も名張市議会の方々が傍聴に来ていただいて、心配なんです、伊賀地域の子どもたちが、傍聴に来ていただいています。

午前中、森野議員の質疑で省略させていただきますけれども、どういう意見があったかというのは、教育委員会が答えている内容と、私がこれから申し上げるとちょっと違うんですね。私が申し上げたいのは、統合案が唐突に示されて、保護者、子どもが動揺している、統合後のビジョンが示されておらず、十分な検討が必要である、平成27年度に統合というのは性急過ぎると、この三つなんです。この三つをしっかりと踏まえていただきながら評価しないといけませんと思います。

教育長自らが来られて、説明すべきだと私は思います。しっかりと地域の意見を反映されて対処願いたいなど、このように思うところでございます。

次に、教育委員会の全体の姿勢でございます。

この平成24年度からつくらなあかんやつを、23年度につくっておかなくてはいけないものが、そろそろつくっているという状態でございまして、今回

このこの県立高等学校活性化計画策定のこの表を、（パネルを示す）示されておりますけれども、何と、教育ビジョンでは県立高等再編活性化計画というのをつくると書いてありますけれども、説明会ではもう「再編」を抜いてありますね。あえて「再編」を抜いて、活性化計画というような非常に希望のあるような計画というような、名前まで変えて説明会に今臨んでいると。名前を変えるんでしたら教育ビジョンも変えるべきであると思います。

「再編」という言葉を隠してまでもこういうようなことをされること自身が信頼関係を損なうと。どの計画なのかと、これが、位置づけがわかりません。どっちにしたかってパブリックコメントをされて、平成24年度中には計画されると思いますけれども、いかがなものかなと思いますよ。

もう1点、この説明会では、（パネルを示す）もう平成24年度、意見を聞いて、新しい学校像、統合後の新しい学校像ということで、もう統合ありきの説明会であったということを申し添えます。

いずれにしましても、そういうような姿勢が非常に信頼関係を損なっているというふうにも感じているところでございまして、その中で学校の先生方も発言するんですね。質問するんです。学校の先生が発言するんです、いかがなものかと。さらに、教育委員会の関係者までも異議を出すんです。きわめつけは、まとめられたはずの協議会のメンバーが異議を申し立てるんです。とうとうですよ、活性化協議会の代表者が発言するんですわ。もうそんな協議会はやめたほうがいいというふうにも思ったんですけども、残念ながら結果は仕方ない、終わってしまいました。これは非常に問題であると。県立高等学校のあり方を、やはり子どもはそれぞれのニーズに合った地域の学校で教育を受けるというのが基本であるとまず考えながら地域の声を聞くということに基づいて、教育委員長の御答弁もいただきたいと思えます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 伊賀地域をはじめといたします県立高校の活性化に向けましては、現在、新しい活性化計画の策定作業を進めておるところでござ

いますけれども、そうした中で県教育委員会としてのビジョンを示したいなというふうに思っております。

こうした作業を進めるに当たりまして、特に各地域の状況については、活性化の協議をする中で地域の協議会というのが大変中心的な役割を果たしていただいているかなというふうには考えております。

このため、今後の協議会の委員の構成ですとか、それから進め方につきましては、これまでのやり方等についてもいろいろ御批判もいただいております。ところもございますので、十分その中身については見直しをさせていただき、地域の皆様方の意見を十分反映したものになりたいというふうに思っております。

特に、協議会、これまでは非公開でやってきておりましたけれども、今後は原則公開で開催をするというふうに考えておりますし、広く地域の皆様方との情報共有、意見集約にも努めてまいりたいと思っております。

さらに、協議会での審議等の状況によりまして、地域の皆様方への説明、それから、広く意見を聞く機会などを設ける中で、県立活性化の計画に皆様方の御理解、それから御協力がいただけるように、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔丹保健一教育委員会委員長登壇〕

○教育委員会委員長（丹保健一） 近年、経済社会の変化が進み、学習ニーズが一層多様化するなど、高校教育を取り巻く環境は変化を続けております。また、県全体の少子化も引き続き進んでおります。

このような状況の中、教育の質的向上を図るとともに、各県立高校が活力ある教育活動を展開し続けられるよう、活性化に取り組む必要があると思っております。また、本県のように南北に長く、多様な地域がある中で、子どもたちが必要な高校教育を受けられるような教育環境を整備することも重要です。

教育委員会といたしましては、様々な課題を整理し、必要な高校教育のあ

り方をしっかり議論する中で将来のビジョンを示し、地域の皆様の御理解をいただきつつ、高等学校の再編活性化を推進していきたいと考えております。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） なかなか理解をしていただけない部分があるかなと思いますけれども、お答えにくいところもあるかもわかりませんが、ここはやはりきちっと傍聴者にわかる御答弁をしていただかないと、私がわからなくて後ろもわかるはずがない。県民にわかる答えをしてほしいと思います。

もう時間も押していますので、私なりに整理をさせていただきます。

いろんなニーズがあるということをまず整理させていただきますと、家庭的、経済的に厳しい状況に置かれている子どもがいます。集団生活になじみにくいなど、コミュニケーションの能力の弱い子どもがいます。発達障がいなどで支援が必要な子どもがいます。理解するのに時間がかかるなど、学力的に問題のある子もいます。特別に秀でた能力などを持っている子どもがいます。一流大学と言われるような偏差値の高い大学へ進学を目指しているなど、学力、知的能力の高い子もたくさんおられます。そういう子どもたちが伊賀地域で学びたい。わざわざ伊賀から出て行って大阪や奈良へ行ったり津地域へ行ったりしている子がたくさんいるんです。これを中におさめたいという意見があるんです。

今、もう小学校から、6年生から流出が二、三十人出ていっているんです。小学校からですよ。中学校からいくとさらに七、八十人が出ていっているんです。100人を超える優秀な生徒が出ていっているんです。いろんなニーズの方が出ていっているんです。こういう子を引きとめるような、魅力ある伊賀地域の姿を、ビジョンを出していただいたら、統合はいいとか悪いとか判断ができるのではないかなと。

私は統合を反対しているのではないんです。統合はやっぱりいいと思いますけれども、この流れがどうもいかなものかということを知りたい。再度言いますが、平成27年度よりもおくらす、これがまず一つ。平成27年度に統合するということは絶対地域の理解を得られない。まず、これを延ば

す。二つ目、協議会のあり方、メンバーをかえる、追加する。これしかない。三つ目、地域の意見はもう出ておる。それを素直に聞く、反映する。この三つをお答えしていただければ、県民の方もわかりやすい。傍聴者もわかりやすい。お答えください。

○教育長（真伏秀樹） まず、協議会につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、皆様方の御意見もいただきながら、メンバーの変更等も含めて、しっかりその辺は協議させていただきたいと思っております。

それと、進め方につきましても、今までは非公開でしたけれども原則公開でやらせていただくというふうに思っておりますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

それと、先ほどおっしゃった期限をどうするかという問題とか、そういうことについては、まず、新しい協議会のほうでどういう学校づくりを進めていくのがいいのかなというのをしっかり御議論させていただきたいなというふうに思っております。そうした中で、当然その中身を進めるまでには当然時間等もかかりますので、状況を見ながら、それによって時期が27がいいのか、はたまた、もしかしたらおくれるのか、場所もどこにするのかというのは、そうした議論の中で一定程度整理できるかなというふうに思っておりますので、まずは、その協議会の中で、これから統合をする新しい学校像を、それをまず議論させていただくような形で進めさせていただきたいと思っております。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） ほぼ、協議会のメンバーも入れかえていただきながら、地域の意見を聞いていただけるといような答弁もいただいた。ただ、27年度よりおくらすということについてはその協議会の中でまた検討しながら協議をいただくというようなお答えだったのではないかなと、このように今感じたところでございます。ちょっと聞き取りにくかったもので、私はそのように理解したんですけど、また議事録を後で引きたいと思っておりますけれども。

これはもう最後になりますけれども、最後にこれだけ言わなあかんの、

5分残しておかないと、これ、質問できないんですけれども、最後に改めて、名張地区の3校のビジョンについて、私なりに私見ですけれども、御提案をさせていただきながら縮めたいと思うんです。

まず、名張高校の役割、昼間部、定時制及び通信制を設置、充実、そして、知的障がいを持つ生徒を対象とする自立支援コースの設置や発達障がいを持つ生徒が県立高校で学べるインクルーシブ教育を担っていただく。

二つ目、普通科高校2校のうち1校、子どもたちの本気を引き出し、学力の向上を目指すとともに、活発な部活動ができる、競技力も向上させる、もっともっと大切な人格形成を図る、学問と部活動の両立ができる、そういう理念を挙げるような学校にさせていただきたい。そして、開かれた学校として、地域社会や中学校に信頼され、必要とされる学校づくりを目指していただきたい。さらに、国公立大学や難関私立学校への進路実現に向けて、特進クラスを編成していただきたい。

もう一校は、市外流出生徒を防ぐとともに、多様な進路選択が可能になり、中学校、高等学校の6年間を一貫とした中等教育を行うことにより、より子どもたちの個性や能力を効果的に伸ばせる中等教育学校として新設されたい。

要するに、1校は統合、1校は新たな新設、このように私の私案ですけれども、そういうことによりまして、伊賀地域の活性化、また、三重県の高等教育の活性化につなげていただきたいなど、こういう提案をさせていただき、知事の御英断を期待し、御答弁をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 中森議員から御提案いただいた件ですが、私は教育も含めたちょっと全般的な、全体的な視点で申し上げますと、三重県全体の発展を考えますとやはり、まず、高校以上、つまり、高校、大学、そういうので魅力的な学ぶ場、それが地元で、あるいは三重県内であるということ、それから、働く場が地元で、県内であるということ、これが若者層とか地域を担う層の流出をとめて、その流入を促していくという意味で非常に大変重要なことだと、これは県政全体をとっても大変重要なことだというふうに考えて

います。

その意味で、魅力的な学校というのは大変重要だというふうに考えておりますけれども、先ほど中森議員からあった中高一貫というのもその選択肢の一つだと思います。

私自身も、私立ではありますけれども中校一貫に通っていた人間としまして、そのメリット、有意性というのは実体験しておりますので、その一つの選択肢じゃないかなと思っておりますが、一方で、今回のこういう統合に関する議論の落ちの一つとして中高一貫設立というのがいいのかどうか、これは、地域の皆さんのニーズはどうなのか、中学と一緒にということであれば市教委のスタンスも聞いたりしないといけないし、幾つか検証しなければならない部分があるというのも事実だというふうに思います。

そういう意味で、先ほど来の議論ももう一度、ちょっと聞こえにくい点もあったかもしれないので整理してもう一回申し上げますと、中森県議から大変熱い思いでいろいろ言うていただきました。今後、先ほど教育長からも言いましたけれども、改めて地域協議会を開かせていただいて、委員の構成、進め方、それも十分相談させていただいて、時期も含めて、今年度をかけて、新しい学校像や名張地域の教育ビジョン、これを議論させていただくと。それは、関係の県議の皆さん、名張市さん、今日たくさんお越しの名張市議の皆さん、そういう地域の皆さんにオープンな形で議論をさせていただいて、丁寧にするようにということで、十分教育委員会と協議してやっていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

〔37番 中森博文議員登壇〕

○37番（中森博文） ありがとうございます。知事から心強い御答弁をいただきました。

教育委員会におかれましても、さきの、あれは4月10日でしたか、これは知事に要望が出されておりました。市議会よりも知事への要望が提出されました。また、6月1日には、名張市小中学校PTA連合会、名張市小中学校校長会、三重県教職員組合名張支部、3者連名で、三重県教育委員会に対しま

して、伊賀地域高等学校再編活性化に係る要望書が提出されております。さらに、金曜日ですか、名張地区の高校PTAからも同趣旨の要望が出されたかのようにお伺いしているところでございます、要望書の内容をしっかりと見ていただきながらよろしくお願いを申し上げたいと思います。

伊賀地域は関西に直面しております。私学の近大高専は非常に頑張っております。伊賀地域での中高一貫教育やインクルーシブ教育は、三重県における公立学校活性化につながる絶好のチャンスでもあります。日本一の教育県にチャレンジしていただいて、県民力が試される機会でもあります。名張市市民はもとより、伊賀地域の県民こぞって、団結、協力は惜しみません。

最後に、やはりここで一句、よろしいですか、済みません。

日本一、三重の教育まず伊賀で、信頼される学校づくり。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時15分開議

開 議

○議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 質問を継続いたします。

最初に、森野真治議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。30番 北川裕之議員。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 新政みえの北川でございます。

午前中の森野議員の高等学校再編活性化に関連をさせていただきたいと思
います。

あと、栗野議員も関連質問に立たれるということで、伊賀の者がたくさん
出てまいりますので、先日の松阪木綿に対抗して忍者の格好をしてきたほう
がよかったのかなと思ったりもしますが、それはさておき、この高等学校再
編活性化問題について一言、担当いただいた現場の指揮官が、今、ひな壇に
はいらっしゃいますが、他部局に移られていますので直接質問ができないの
が少し残念ではありますけれども、早速、通告に従って質問に入らせていた
だこうと思います。

後ろ向きの質問が一つ、前に向いての質問が二つ、簡潔にしたいと思いま
す。

まず、1点、今回の事案、そもそも論として、今回のこの事案をどう県教
委は受けとめているのか。地域が勝手な言い分を言っているだけ、地域エゴ
なのか、それとも、県教委の進め方に問題があったのか。地域協議会での唐
突な決定であったり、あるいはまた、協議会のまとめが速やかに公表されな
かったり、あるいはまた、県立高校のあり方は伊賀地域全体で考えてほしい
と県教委は言いながら、伊賀の5人の県議、伊賀市の3人の方も含めて、こ
の2年間、およそ詳細な説明がなく今日に至っています。こうした一切説明
がなかったというように、少なくとも手順として丁寧に欠けていた、こう
いうふうに私は思っておりますけれども、そういう反省はあるのか。県教委
はその責任をどう感じているのか。

これは伊賀地域のローカルな問題ということではなくて、今後、活性化計
画によって、県内における同様の事案の取組にもかかわってくることになり
ますから、こうした視点で県教委の責任に対する考え方をただしておきたい
と思います。

2点目、地元説明会の意見の中は、平成27年度は性急過ぎる、そして、活
性化の中身がない、地域のニーズに幅広く応じた学校像を伊賀全体でもう一

度考え直すべきだと、こうした3点だったというふうに思っております。

平成27年度については、先ほどの教育長のお話では、協議会に議論が戻されると、そこで改めて議論をするんだというふうに理解をさせていただきました。その流れの中で結論が出されてくるんだらうと、こういうふうに解釈をさせていただきました。

ただ、1点だけ確認をしておきたいのは、議論はじっくりとさせていただかなきゃならないというふうに思っております。活性化計画もしっかりですし、地元の学校像の議論もそうであります。ただ、一方で、子どもたちや保護者の不安というものも、今、大変持っている状態です。この子どもたちや保護者の不安を解消するための手だてというのが別途必要ではないかというふうに考えております。このあたりについて教育長はどのようにお考えいただいているのか、お教えいただきたいと思えます。

それから、3点目、中森議員のほうから高等学校における特別支援のあり方の要望がありました。これは地元の、特に送り出す側の中学校から強い要望があった意見でもあります。

このことについては私は、システムだとか制度とか、いろいろあると思うんですけども、県立高校が特別支援学校以外の高校で本当にインクルーシブ教育だというのであれば、積極的に受け入れようとする姿勢があるかないかだけの問題だというふうに思っております。そのあたりの教育長の考え方を少しだけおききたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○教育長（真伏秀樹） まず、今回の進め方についての反省といいますか、問題点はどこだったかという話かと思うんですけども、多分議員もずっと御承知だと思いますけれども、伊賀地域のほうでは過去からいろんな形で協議会をつくりながら議論をされてきていただいたと思っています。

それで、その協議の場では基本的には非公開という形でやっていたけれども、一定のまとまりがあったときには説明会等をさせていただいて、議員の方、それから市民の方とか、いろんな形の意見を聞くような形のことを

進めてきたのかなというふうに思っております。

それで、今回についても基本的な枠組みといたしましては、皆様方からいっぱい忌憚のない意見をいろいろ言っていただくとか、途中、まだ意思形成過程ですので、変な形で、憶測等だけで走ってしまうというのはまずいと思いましたが、基本的にはやっぱり議論をしていただく過程は非公開にしましょうと。ただ、今回、ずっと非公開で走っておくかというふうに思っていたわけでは決してなくて、まず、私ども、教育改革推進会議がございましたので、その中でまず県としてのたたき台をしっかりとつくらせてもらおうということで、そこでまず議論をさせていただきました。

そのときに、当然非公開でやらせていただきましたもので、その資料については取り扱いを注意してくださいねということで各議員の方にお配りしたのが、私たちが想定していなかった段階で公になってしまったという部分がございます、私もその教育改革推進会議の中で議論をまずさせていただいて、その後、地域の方々にしっかりと説明をさせていただこうと、これは県議員の方も含めてでございますけれども、そういう準備をしていた段階でちょっと想定外の形で動いてしまったなという部分がありますので、そういう意味ではちょっと、私どもとしても少し想定外だったのかなというふうに思っています。

それで、今後の協議会の進め方なんですけれども、一定ここまで来てこれからどうするかという話をしっかりと議論する必要がありますので、先ほど申し上げたように、委員構成ももう一度考えますし、やり方についても公開するというような形で、その部分は地域の方々としっかりと協議できるような、そういう場にしていきたいなというふうに思っております。

2点目については、特にいつするんだという部分では、先ほど申し上げたように、これからその協議会の場で、まず、これからの高校のあり方というのをしっかりと議論させていただきたいなと思っておりますので、そうした議論の中で、じゃ、場所をどうするんだ、時期はいつなんだという話が一定程度集約されてくるのかなというふうに思っております。

当然その過程では、地域の方々とか、それから地元の市の教育委員会の方とか、そういう方々からの意見も多分いろんな形でいただくことになると思いますし、いろんなことを調整させていただいた上で、その辺の議論は集約をされていく形で整理させていただきたいなというふうに思っております。

特に中3の方、これから受験をされようとする方に、特に影響を与えるのはまずいかなと思っていますので、その方々にできるだけ混乱を招かないような形で一定の時期までには方向性を出していきたいなというふうに思っております。

三つ目は、高校におけます特別。

○議長（山本教和） 答弁は簡潔に願います。

○教育長（真伏秀樹） 済みません。

支援教育ですけれども、今の現状では、例えば高校の中に特別支援学級のようなものをつくるというようなことは法的には可能なんですけれども、実際は、入学選抜が必要であったりとか、いろんな形でカリキュラムも高校のカリキュラムを使うとか、そういう形があります。なかなか今すぐ実現するのは結構ハードルが高いかなというふうに思っておりますので、もう少しいろんな形で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 1点目については協議会のまとめができてからというお話でしたが、しかし、外に出てきたときの県教委の言い方は、協議会のまとめを最大限尊重してというふうに言われました。

地域の意見を聞かずにそこを最大限尊重と言われても、これはやっぱり地域として納得できるものではありません。したがって、協議会の中でまた議論していただくということですから、地元説明会の中でも地域の声をもっと聞いてほしいという声がたくさんあったと思うんですね。そういう意味でしっかりと、協議会のメンバー構成についても、地域の声が反映される形、だれが見てもそう思えるレベルまでの構成の変更というのを強く要望して。そ

れから、2点目については、これはやはり、別途、何らかの形でお知らせをしていくというか、情報発信が必要なのではないかなというふうに思っておりますので、この点についても留意をいただきたいと思っております。

3点目についてはまたいろいろと今後議論させていただきたいと思っておりますので、いずれにしましても地域の声をしっかりと聞いていただきますようによくお願い申し上げて、私の関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 次に、館直人議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。2番 田中智也議員。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 四日市市選出、新政みえ所属、田中智也でございます。

館直人議員の質問、もうかる農業を目指すにはということについて関連をさせていただきたいというふうに思います。

本日、非常に燃え上がる議論が、伊賀地域の高校再編活性化のことで議論が深まっております、その中で別のネタで立つのは少し空気が読めないのではないか、ケーワイなのではないかというふうな御批判もいただく部分があるかもわかりませんが、教育長におかれましては、私のこの関連質問を利用して、少し頭を冷やしていただいてというか、少し冷静になっていただいて、本当に私も聞かせていただいておりますと伊賀地域の明日を担う子どもたちの教育の問題についてですから、やはり、それも言っておかないと、そういう考えでございますので、前置きが長くなってもあれなので、簡潔にと思います。

それでは、本題に入ります。

館議員からもありましたもうかる農業について、私、農業を考えたときに、今後は生産してから消費されるまでを一つの産業ととらえて取り組んでいくべきではないかと、このことを思っております。そんな中で、その生産の側に立った生産効率の向上ですとか、農地の集積とか、あと、担い手の問題でありますとか、御質問がありましたけれども、私のほうからは、その消費の

側の観点に立った取組について質問させていただきたいというふうに思います。

高付加価値化、6次産業化というふうに言われていまして、三重県当局におかれてもフードイノベーションということでやっていただくということについてなんですが、その部分についてもう少し詳しく、今の時点でのお考えがあれば御回答いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○農林水産部長（梶田郁郎） 今まで県では県内農産物の消費拡大に向けていろいろ取り組んでまいりました。

それで、地産地消とか食育、いわゆる学校給食で地物の農産物を使っていたとか、県外、首都圏とかでフェアを開催したりということで、いろいろな取組をしてきました。やはり単につくるのではなくて、売れる商品、サービス、そういうものをもっと重点的に取り組んでいく必要があるという考え方に立ちまして、ものづくり企業とか生産者、流通の方々、研究機関とか、大学も入ったフードイノベーション・ネットワークというのを設けまして、それらのネットワークをうまく使うことによって、売れる、消費者が求める、そういう商品、サービスをつくっていききたいというのがフードイノベーションの取組でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） ありがとうございます。

農商工連携ですとか産学官が連携して取り組んでいくということについては私も同感というか、そのとおりだというふうに思うんですが、その中で、消費者が求めるというふうにいみじくもおっしゃられましたけれども、その部分、私の今の温めている考えの中では、もう少しアカデミックにといいますか、エビデンスをつけていくとか、そういう部分がより必要なのではないかなというふうに思っています。

わかりやすく言うと、NHKの「ためしてガッテン」、あそこで取り上げられますと非常に売れますよね。結局そういうことなんですよね。ただ、そ

れを大学にだけお願いする、または企業にだけお願いするということになりますと、大学のほうは、学術的に意義の高いものしかと言うと少し語弊があるかも知れませんが、そちらに集中したり、民間企業ですと、やはり利益の上がるものというふうに、ちょっと偏ってしまうのではないかと。

だとすれば、三重県として消費者の求める商品に仕立て上げていくためには、三重県産品のこれ売りたい、これが特徴だというものについて、県主体で、例えば農業研究所に食品加工分野の研究部門を、それだけで独立ということまでしなくても結構ですけれども、その部分を少し集中的に、アカデミックにアプローチしてみて、そのあたりを今度商品化していくときに、例えば、今日、館議員の話の中にもありました三重23号、私もこの間、農業研究所のお祭りに顔を出したら試食をさせていただきまして、炊き込み御飯に適したお米だというふうなことで食べました。非常においしかったです。そういう炊き込み御飯用米とか、三重23号では少しかた苦しいので違うネーミングがあるんでしょうが、そのサブタイトルというか、そういうネーミングもつけて、しかも、それがパッケージのちょっとした部分に学術的な根拠も少し載っけてスーパーの店頭に並んでいたら、消費者は結構目にとめていただけるんじゃないかなと、そんなふうに思っています。

例えば、そう言いましたけれども、ほかにももっと三重県産の特徴ある農産物、水産物もあると思うんですね。このあたりをちょっと学術的にアプローチしてみてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○農林水産部長（梶田郁郎） 県内農産物の高付加価値化の取組については、バイオトレジャー発見事業とか、三重ブランドアカデミー事業とか、三重ブランド認定事業などによって取り組んできております。まだ、しかしながら、商品は増えておりますけど、消費者のニーズを十分把握できていないため、必ずしも売れる高付加価値のある商品づくりに至っていないという状況でございます。

それで、このため、本年度より、先ほど申し上げましたフードイノベーションということで推進しているわけですが、そのフードイノベーションの取

組の中で、先ほど議員御指摘のありました三重の伝統野菜を総合的に売り込む方法とか、また、三重県産の農産物を加工食品向けの原材料に加工するという事とか、農業研究所で、平成24年度からの取組でございますが、伊勢茶を活用した機能性商品の開発、こういうのも取り組んでいるところでございますけど、こういう機能性を評価すること、こういう取組を行うことによって新たな付加価値を高めていくということで、こうした取組をこのフードイノベーションの取組の中で、いろいろな企業なり研究機関と連携した取組の中でやっていけないかとかいうことで考えておまして、取組が具体化された段階で、また県として支援をしていきたいというふうに思っております。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 私の考えと同じような方向性で取組を進めていただいているということで、安心もしつつ、さらにもっとというようなところもやっぱり発想するところでありますので、もっと後の一般質問などの機会に議論を深めさせていただきたいなというふうに感じました。

他県の例を挙げますと、先般、私、福井県の食品加工研究所へ行ってきました。ハナラッキョウが特産品でございまして、そのラッキョウの中に含まれる食物繊維を有効に抽出する、それは特許を取得されておられるようです。その製法を利用して栄養ドリンクのような形で販売をしている取組ですとか、あと、これはそこでお伺いしたんですが、新潟県では、やはり米に特化したような、そういう分野に取り組んでおられまして、それによって、柿の種で有名な亀田製菓、あられ、それから、サトウの切り餅の佐藤食品工業、これらの企業も成長しているというふうなお話もお伺いしました。そういう産業振興というか、そういう観点からも重要なのではないかなというふうに感じておりますので、この分野についてもまた別の機会に議論を深めさせていただければなというふうに思います。これは提言で終わらせていただいて、私の関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（山本教和） 次に、中森博文議員の質問に対する関連質問の通告があ

りますので、これを許します。6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 自民みらいの栗野でございます。

先ほど来、伊賀がヒートアップしておるという話でございますけれども、今日は伊賀市選出の議員5人中4人が出てきたと。出ていないのは岩田先生ですけれども、岩田先生は裏で糸を引くタイプでございますので、私の話も岩田先生が後ろで糸を引いていると想像いただければと思います。そして、教育長、今、クールダウンしていただきましたでしょうか。大分のどもいわされているようでございましたけれども、締めでございますので、お茶漬けのごとくさらさらとさせていたきたいというふうに思っております。

中森博文議員の発言に関する関連質問になりますけれども、今回、先ほど来、伊賀地域の高校再編の話が出てきておりますが、その中で、先ほど平成27年を目途にという形で話が出ておりましたが、今までいろんな県立高校が合併しておると思います。宮川高校であったりだとか。そういった高校の合併の際も、結局告知期間は3年であったのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

○教育長（真伏秀樹） 最近の本格的といいますか、統合したという例は、伊賀の白鳳高校があるわけですが、ここは、伊賀白鳳高校設置に伴います上野3校の募集停止を県の教育委員会が公式に発表させていただいたという時期でございますけれども、2年1カ月前に募集停止しますというのを発表させていただいております。

それと、もう一つ、相可高校と宮川高校を統合しまして新相可高校をつくったわけでございますけれども、これも県の教育委員会が公式に出したのは1年と7カ月前ということでございます。

当然、地域でいろんな話がされておりますので、事前にはいろんな形で情報が流れておったかと思っておりますけれども、公式には先ほど申し上げたような形でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

結果的に進め方がどうということは、先ほど北川議員よりも御指摘がありましたけれども、3年という告知期間が普通よりは長いという形で今のお話から判断させていただくんですけども、しっかりと説明責任は果たしていただきたいというふうに思っておりますし、過去の例から見て別に特異ではないということがわかりましたし、私も中森議員と同じで、合併に対して反対をするという気持ちはさらさらないんですが、やはり住民の皆さんの意見をしっかりと酌んでいただいて、今後の三重、そして伊賀のために頑張りたいというふうに思っております。

これはさらっと流す質問でございまして、次が大事な話でございます。

先ほど中森議員の資料の中に一つ衝撃的なものがございまして、伊賀地域の普通科率というものを書いていただいたグラフがございました。

現在、この平成24年の段階で、伊賀地域の高校でいいですと32学級あるんですね。全部で32学級あるんですけども、そのうちの18学級が普通科でございまして。パーセンテージでいうと56%というのがデータに出ておりました。全国平均で見ますと、実は普通科設置率が70%、そして、三重県内でも62%が平均となっております。

ここで伺いたいのが、実際、中学生、もっと言いますとこれから進学されるお子様方が、進学に対する意識ですけども、普通科に進学したいと思う子どもたちが、今の現状56%ということは約半分ぐらい、実際に100人卒業する子がおれば50人しか普通科に行きたいと思う子はいないのでしょうか。その辺の調査はされているのでしょうか。まず、お答えください。

○教育長（真伏秀樹） ちょっと今手持ちをいたしておりませんもんでどのぐらいの率になっているかはわかりませんが、一般的な傾向として普通科志向があつて、全国的にもこれは強いかなと思っておりますので、先ほどおっしゃった数字よりは高い数字で希望されているというふうに思っております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番(栗野仁博) 確におっしゃるとおりで、これも私の推測なんですけれども、全国平均が70%近くの普通科設置率、三重県内でも62%ということは、少なくとも100人卒業する子がいれば、せめては60人以上、もっと言えば70人近くは普通科に行きたいというふうに思われる子がいるんじゃないのかなというふうに個人的には思います。

しかしながら、結果的に、通学等々を考えたときに、例えば、近所の高校でどうしても行きたい、通学の費用がかかるからどうしても近所の高校に行きたいんやけれども、あの高校が受からへんから渋々違う総合とかいろんな学校に行く子も出てきておるといのも事実聞かせていただいております。

そういった中で、他地域に行かざるを得ない、いわゆる、仮にですけれども、名張の子であれば大阪、奈良に行かなあかん、そういう子も出てきておる。教育難民とまでは言いませんけれども、実際、現実的にそうなっておるといのはデータも出てきております。

それによる人材の流出というのは、これからの三重県を考えていく上で、伊賀地域の発展、三重県の発展を考えていく上で、非常に大きな損失ではないのかなというふうに思っております。

人が減るから、入学する方が減るから学校の統合をする、クラスを減らしていく、確かにこれは、理屈としては正解です。しかしながら、裏を返せば、入学希望者がどんどん集まるような学校をつくれれば、別に卒業生が少なくなるからといって学校の定数を減らす必要はないわけですよ。奈良や大阪から逆に来たい、伊勢からも来たい、四日市からも来たいというふうに思っただけのような学校があれば、別に卒業生の数に合わせて減らす必要はないわけですよ。

そこら辺を考えて、いま一度、今後の再編に向けてのことを考えていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○教育長(真伏秀樹) 各地域にどういう学校を設置していくかということについては、特に三重県なんて南北に長いですし、それから各地域ごとがありますので、基本的な考え方としては、その地域の子どもたちが地域でできる

だけ自分たちのニーズに合った形で学校が選択できるというのがやっぱり基本だなというふうに思っていますので、それぞれの地域に普通科もあれば職業系の学校もあるとか、総合学科みたいな学科もあるとか、そういう形でいろんなバリエーションがあるような感じの配置が私は適切かなというふうに思っています。

ですから、一般的には普通科志向が確かに強いかもしれませんが、普通科が必ずしも今の現状ですべていいのかなという部分で、選択肢を拡大しようという形で総合学科というのも出てきたという経緯もあるわけですので、その辺をいろいろ総合的に考えていく必要があるのかなと思っています。

伊賀地域についても、それはもう全く一緒の話でして、伊賀地域全体で、じゃ、どういう形で高校バランスを考えながら高校をつくっていくんだということを考えていく必要があると思っています。それと、おっしゃったように、域外へ出ていかななくてもやっぱり地元で学ぶというのが基本だと思っていますので、そのときに、本当に自分たちの需要に合った学校がその中で選べるということを基本的な部分としては考えています。そうした考え方をしながら今の活性化の案についても私は考えているつもりでありますので、またその辺は十分地域の方々にも御説明もさせていただき、理解も得たいなどというふうに思っております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

やはり、教育難民という言葉を先ほど使いましたけれども、わざわざ他地域に行って学ばなあかん、その子たちが、この統計をとったわけではないですけども、じゃ、また帰ってきてくれるかという、僕は確率的には低いのと違うのかなという気がして仕方がないんです。

やはり、この地域でしっかりと教育を受けて、この地域をはぐくみます。今年からみえ県民力ビジョンが始まりましたけれども、幸福実感日本一というのを目指しております。そういった中で、この伊賀地域、三重が発展していくためには、やっぱり人材の流出というのは、これは本当に大きな意味合

いを持ってくるのではないのかなというふうに思います。

ですので、魅力ある地域をつくるために、いま一度、伊賀の学校のあり方、そして、普通科が少ないというのはもともとと言われておりますので、そういったことも御一考いただいて今後の学校のあり方というのを進めていただきたいと思います。最後は要望にとどめさせていただきます。最後、さらさらとさせていただきますので、どうもありがとうございました。

以上で関連質問を終わります。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本教和） お諮りいたします。明12日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認め、明12日は休会とすることに決定いたしました。

6月13日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時45分散会